

令和 8 年 第 3 回定例会

新 地 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 5 日 開会

令和 8 年 6 月 9 日 閉会

新 地 町 議 会

令和 8 年第 3 回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6 月 5 日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
諸般の報告	6
陳情の報告	6
常任委員会所管事務調査等の報告	7
議案の報告上程	7
提案者の説明	7
散 会	1 2

第 2 号 (6 月 8 日)

議事日程	1 3
出席議員	1 4
欠席議員	1 4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 4
職務のための議場出席者	1 4
開 議	1 5
一般質問	1 5
3 番 牛 坂 毅 志 議員	1 5
1 0 番 井 上 和 文 議員	2 4

5 番 吉 田 博 議員	3 6
1 番 大 内 広 行 議員	4 5
散 会	5 9

第 3 号 (6 月 9 日)

議事日程	6 1
出席議員	6 2
欠席議員	6 2
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	6 2
職務のための議場出席者	6 2
開 議	6 3
議事日程の報告	6 3
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	6 3
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	6 3
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	6 4
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	6 4
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	6 5
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	6 5
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	6 9
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	6 9
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	7 0
陳情審査委員長報告	7 0
意見書案第 2 号の上程、説明、質疑、採決	7 1
閉会中の継続審査の申し出	7 3
閉会中の所管事務等調査の申し出	7 3
町長の挨拶	7 4
閉 会	7 5

新地町告示第9号

令和8年第3回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年5月15日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和8年6月5日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	大	内	広	行	議員	2 番	村	上	勝	則	議員
3 番	牛	坂	毅	志	議員	4 番	寺	島	博	文	議員
5 番	吉	田		博	議員	6 番	八	巻	秀	行	議員
7 番	三	宅	信	幸	議員	8 番	寺	島	浩	文	議員
9 番	菊	地	正	文	議員	10 番	井	上	和	文	議員
11 番	水	戸	洋	一	議員	12 番	遠	藤		満	議員

不応招議員（なし）

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 8 年第 3 回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査等の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明

出席議員（１２名）

１番	大	内	広	行	議員	２番	村	上	勝	則	議員
３番	牛	坂	毅	志	議員	４番	寺	島	博	文	議員
５番	吉	田		博	議員	６番	八	巻	秀	行	議員
７番	三	宅	信	幸	議員	８番	寺	島	浩	文	議員
９番	菊	地	正	文	議員	１０番	井	上	和	文	議員
１１番	水	戸	洋	一	議員	１２番	遠	藤		満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	堀	武
副町	長	岡	崎	利光
教	育	長	泉	田
総務課長兼 会計管理		佐	藤	武志
企画政策課長		小	野	和彦
税務課長		八	巻	仁志
町民生活課長		大	和田	康浩
保健福祉課長		佐	藤	茂文
産業振興課長兼 農業委員会 事務局		加	藤	伸二
都市建設課長		岡	田	健一
教育総務課長		中	津川	秀樹

職務のための議場出席者

事務局	長	大	堀	勝	文
書	記	千	葉	奈	菜
書	記	荒		萌	生

午前 10 時 00 分 開 会

◎開会の宣告

○遠藤 満議長 ただいまから令和 8 年第 3 回新地町議会定例会を開会いたします。

議事日程に先立ちまして、本年 4 月 1 日付で課長職の人事異動がありました。

総務課長に報告を求めます。

佐藤武志総務課長。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者 おはようございます。それでは、私から、令和 8 年度職員の人事異動によりまして、新任及び異動しました課長の紹介をさせていただきます。

八巻仁志税務課長です。

○八巻仁志税務課長 税務課長を命ぜられました八巻仁志と申します。どうぞよろしくお願いします。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者 大和田康浩町民生活課長です。

○大和田康浩町民生活課長 町民生活課長の大和田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者 岡田健一都市建設課長です。

○岡田健一都市建設課長 都市建設課長の岡田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者 中津川秀樹教育総務課長です。

○中津川秀樹教育総務課長 教育総務課長の中津川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者 以上で課長職の異動の報告を終わらせていただきます。

○遠藤 満議長 ありがとうございます。

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は 12 名であります。

◎議事日程の報告

○遠藤 満議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○遠藤 満議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

10 番 井 上 和 文 議員及び

11 番 水 戸 洋 一 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○遠藤 満議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から6月9日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月9日までの5日間に決定しました。

◎諸般の報告

○遠藤 満議長 日程第3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

大堀勝文事務局長。

○大堀勝文事務局長 ご報告申し上げます。

去る6月2日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会におきまして、遠藤満議長が、郷土の発展に尽瘁し、地域社会の発展に貢献された功績によりまして、福島県町村議会議長会長から自治功労表彰を受賞されましたので、ご報告をいたします。

次に、議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計、特別会計及び下水道事業会計の例月出納検査が令和7年度2月分、3月分、4月分及び令和8年度4月分について審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案の受理であります。報告第1号及び議案第22号から議案第30号までの9件が提出されております。

また、令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告、令和7年度事故繰越し繰越計算書の報告及び令和7年度新地町下水道会計事故繰越し繰越計算書の報告が提出されておりますので、お手元に配付をいたしております。

次に、一般質問の通告の受理であります。議席番号3番、牛坂毅志議員はじめ4名の議員から10件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎陳情の報告

○遠藤 満議長 日程第4、陳情の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は1件で、陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書については、別

紙陳情審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託したので、報告します。

◎常任委員会所管事務調査等の報告

- 遠藤 満議長 日程第 5、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生の各常任委員会委員長から、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、それぞれ印刷してお手元に配付しております。

また、総務文教常任委員会委員長から、行政視察研修の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付しております。

◎議案の報告上程

- 遠藤 満議長 日程第 6、議案の報告上程については、町長から提出された議案第 22 号から議案第 30 号までの 9 件を上程します。
-

◎提案者の説明

- 遠藤 満議長 日程第 7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

- 大堀 武町長 本日ここに、令和 8 年第 3 回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会には、別添付議事件でお示しいたしましたとおり、専決処分の報告についてなど、9 件の議案についてご提案しております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

消防関係について、4 月 3 日に、13 名の新幹部団員と、9 名の新入団員に団長より辞令を交付いたしました。

4 月 19 日には、岡崎仁一消防団長以下、消防団員 147 名による「新地町消防団春季点検」を、新地小学校校庭において実施いたしました。なお、点検に先立ち、新地町地区の街中において、観閲行進を行いました。消防団員と関係者が地域の防災強化と、災害時の備えや安全確保を誓ったところであります。

次に、企画政策課関係について申し上げます。

情報発信の強化を目的として、本年 4 月 1 日より、新地町公式ラインの運用を開始いたしました。住民の皆様にとって、有益かつ分かりやすい情報提供に努めており、6 月 1 日現在の登録者数は、550 人となりました。今後も、適時適切な情報発信を通じて、より一層の利便性向上と町政への理

解促進を図ってまいります。

6月1日を基準日として実施しております「経済センサスー活動調査」について報告いたします。本調査は、我が国の経済活動の実態を明らかにする極めて重要な基幹統計調査であり、本町におきましても円滑な実施に向け取り組んでいるところです。

調査対象は、町内全ての事業所及び企業であり、現在、調査員と緊密に連携し、丁寧かつ確実な回収作業を行っております。引き続き、対象事業所の皆様へ丁寧な周知と協力依頼を行い、調査の精度確保と回収率の向上に努めてまいります。

次に、税務課関係について申し上げます。

令和8年度の賦課徴収業務としまして、4月に固定資産税、5月に軽自動車税、並びに町県民税の特別徴収分の納付書などを発送いたしました。

また、相馬税務署と連携し、税金の仕組みや納税の意義を学習していただくため、小学6年生を対象とした租税教室を、5月13日から6月3日にかけて各小学校で実施いたしました。

次に、町民生活課関係について申し上げます。

春の全国交通安全運動が、4月6日から15日まで実施され、運動期間中は、各種団体の協力をいただきながら、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本に展開し、交通事故防止の啓発活動に努めました。

また、4月1日より、道路交通法が改正され、16歳以上の自転車利用者を対象とした違反にも交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入されております。

自転車利用者が交通ルールを遵守し、より一層安全に利用できる環境を整えるため、関係機関と連携し、新たな交通ルールに関する周知啓発を図るとともに、児童生徒のヘルメット購入費用の補助や、自転車損害賠償保険補助など、事故時の被害軽減と安全意識の向上に取り組んでまいります。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。

4月3日に各保育所で入所式が行われました。新地保育所116名、駒ヶ嶺保育所51名、福田保育所35名の合計で202名の児童が入所しました。

放課後児童クラブにおいては、新地小学校児童76名、駒ヶ嶺小学校児童50名、福田小学校児童31名の合計157名が登録を行っています。

6月1日から10日までの9日間にわたり、保健センターで総合検診を行っています。特定健診を受診した方には、保健指導も併せて実施しております。結果については、要精検と判定された方々に、精密検査の受診や早期治療を勧奨するとともに、生活習慣の改善が必要な方の事後指導も行っております。9月上旬には社会保険の被扶養者の方々を対象に、総合検診を実施する予定であります。

次に、産業振興課関係について申し上げます。

農林水産関係につきましては、今年度においても食の安全・安心及び風評被害対策として、自家

消費農林水産物の放射性物質検査を実施しており、5月末で3件の検査を実施しております。なお、基準値を超過した農産物はありませんでした。農作物等鳥獣被害対策では、有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動と電気柵等補助など有害鳥獣対策を継続して実施しております。また、町内における熊などの目撃情報につきましては、4月、5月の目撃情報は6件となっておりますが、有害鳥獣捕獲隊及び職員との現場調査では、熊の痕跡は見当りませんでした。

今年の水稲作付については、652ヘクタールであり、そのうち主食用米作付は約581.3ヘクタール、飼料用米は約45.2ヘクタール、加工用米は約15.6ヘクタール、貯蔵飼料用稲は約9.7ヘクタールとなっております。なお、水稲用農業用水の貯水率については、5月15日時点で、鴻ノ巣ダムが48.3パーセント、松ケ房ダムが70.9パーセントとなっており、作付に必要な水量は確保されております。

産業基盤整備関係につきましては、5月19日に施設の長寿命化を図るため大戸浜排水機場ポンプ整備工事の入札を行い、落札者と仮契約を締結しましたので、本定例会に議案として上程しております。また、多面的機能支払交付金事業では、田畑の維持管理を行っていただく団体として、小川・大戸地区農地保全会が4月に立ち上がり、昨年度より1団体増加しております。今後も農地の維持活動を支援しながら、地域資源の適切な保全管理を推進してまいります。

商工観光関係につきましては、4月16日に第1回遊海しんち実行委員会を開催し、8月1日に釣師浜海水浴場・釣師浜漁港周辺を会場に開催することを決定いたしました。また、今夏の釣師浜海水浴場の開設期間については、7月17日から8月11日を予定し、準備を進めているところであります。

しんち魅力体感・発信事業については、5月27日にプロポーザル審査を行い発注したところです。観光コンテンツをSNS等で広く発信するとともに、魅力を体感できるイベントを開催してまいります。

次に、都市建設課関係について申し上げます。

道路関係では、小川字坂越地内の国道6号と町道駒ヶ嶺新地線が接近している区間については、事故が多発していることから、歩道整備や交差点の改良を国に要望しておりました。今年度についても、交通安全対策事業として調査設計費が配分されました。早期の工事着手に向け、国と調整を図ってまいります。

町道事業については、4月21日に年間を通して道路の陥没などの修繕や維持管理を行う業務を発注しております。また、5月19日に歩行者の安全確保を図るため立田川橋側道橋整備工事の入札を行い、落札者と仮契約を締結いたしましたので、本定例会に議案として上程しております。今後も国の交付金や補助金を活用し、歩道の整備や橋梁の補修を進めてまいります。

下水道事業に関しましては、5月19日に下深町マンホールポンプ場汚水ポンプの更新工事を発注しております。また、施設及び維持管理の情報の業務効率化を図るため、社会資本整備総合交付金を活用し、下水道台帳をデジタル化いたしました。

釣師防災緑地公園では、昨年も開催し好評をいただいた無料開放イベントとパンプトラックフェスティバルを開催予定です。7月11日土曜日、12日日曜日については、6周年イベントとしてパンプトラックの無料開放。翌週7月18日土曜日、19日日曜日には、パンプトラックフェスティバルを開催し、町内外から多くの選手が集まるイベントとなるべく準備を進めております。

また、町でも「みらいを描く市町村等支援事業助成金」を受け、インターネットを活用した釣師防災緑地公園PR事業の業務委託を発注予定です。今後も季節ごとのイベントを開催し、町民から親しまれ、交流人口の拡大が図れるよう運営してまいります。

住宅事業に関しましては、広報しんち5月5日号で、高齢者が転倒等により介護に陥らないための簡易な住宅改修費用の助成について募集を行っております。

また、住宅の耐震化促進として、耐震診断、耐震改修、屋根耐風改修、ブロック塀等撤去費補助事業のチラシを作成し、5月5日の広報配布の際、全戸へ配布しております。

次に教育総務課関係について申し上げます。

学校関係では、4月6日、各学校において入学式が執り行われ、福田小学校10名、新地小学校25名、駒ヶ嶺小学校12名、合計47名の新入学児童が、尚英中学校では56名の新入生徒が、希望に胸を膨らませ、保護者や来賓の皆様が見守る中、入学式に臨みました。

5月14日には、第69回福島県中学校体育大会陸上競技大会相双地区予選会が雲雀ヶ原陸上競技場で開催され、800メートル走などの5種目で第1位を獲得し、男女合わせて15種目が県大会への出場権を獲得しております。

5月16日には、3小学校において運動会が開催され、5月の爽やかな青空の下、保護者や地域の方々の協力参加をいただきながら、学校と地域が一体となって盛大に行われました。

スポーツ関係では、4月28日に令和8年度新地町スポーツ少年団結団式を開催し、町内9つのスポーツ少年団と指導者などが集いました。

多年にわたりスポーツ少年団の振興に寄与された、空手スポーツ少年団の目黒ゆかりさんへ、功労者賞の表彰のほか、各団への団旗授与や、団員から今年度の活動に向けた、力強い宣誓がありました。

新地町スポーツ協会においては、町のスポーツ振興を目的に、多くの町民の方に、スポーツを親しんでもらおうと、会員を募りながら、加盟12団体が活動を開始しました。

公民館関係では、今年度の公民館教室、全15教室が5月8日の俳句教室を皮切りに、活動を開始し、約200名の方々が受講しております。

図書館では、4月15日から5月31日までの「こどもの読書週間」に合わせ、読書週間企画として「としょかんへ行こう、読んでビンゴ」のイベントを実施し、町内の各保育所や各学校と連携して読書推進事業を行いました。

続きまして、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、議案第22号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月31日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、新地町税条例の一部を改正する条例を施行するに当たり、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第 3 項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第23号 新地町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和 8 年度の賦課決定に当たり、総所得金額等の確定に伴う賦課税率の改定、子ども・子育て支援金制度の創設及び、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号 大戸浜排水機場ポンプ整備工事請負契約につきましては、大戸浜排水機場ポンプ整備工事を行うため、令和 8 年 5 月19日に指名競争入札に付した結果、株式会社西島製作所仙台支店、支店長、朝比奈尚が、2 億5,190万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号 立田川橋側道橋整備工事請負契約につきましては、立田川橋側道橋整備工事を行うため、令和 8 年 5 月19日に指名競争入札に付した結果、株式会社千田建設、代表取締役、千田喜雄が、7,137万9,000円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号 財産の取得（新地町立小中学校学習者用端末購入契約）につきましては、G I G Aスクール構想の第 2 期に基づく学校 I C T環境を整備するために必要な学習者用端末を取得するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号 令和 8 年度新地町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億370万円を追加し、歳入歳出それぞれ、55億1,800万円とするものです。

歳入補正の主なものは、町税の固定資産税で2,081万6,000円、地域診療情報連携推進事業の国庫支出金で187万2,000円、農業費県補助金の県支出金で101万2,000円、令和 7 年度からの繰越金 8,000万円をそれぞれ増額しております。

歳出補正の主なものは、総務費で、5,013万3,000円の増額、主な内訳は、役場庁舎空調更新工事として401万1,000円、農村環境改善センター等土地購入費として3,930万円、光ケーブル移設工事として618万2,000円をそれぞれ増額、民生費で、374万6,000円の増額、主な内訳は、重度医療費システム及び子ども医療費システムの受給者情報連携改修業務としてそれぞれ187万3,000円の増額、

農林水産業費は101万2,000円の増額、主な内訳は、地域農業構造転換支援事業補助で97万4,000円の増額、土木費は公共下水道会計繰出金で2,433万2,000円の増額、教育費は町民プール費の光熱水費で46万5,000円の増額、公債費は、2,401万2,000円の増額、主な内訳は、元金で令和7年度福島県市町村振興基金繰上償還による523万円の減額、令和7年度借入起債事業不履行による繰上償還で2,690万円、利子で平成27年度借入臨時財政対策債利率見直しによる220万7,000円の増額などとなっております。

次に、議案第29号 令和8年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ179万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億6,811万7,000円とするものです。

歳入補正の主なものは、国民健康保険税で3,822万9,000円を減額し、国保基金繰入金で3,643万円を増額するものであります。

歳出補正の主なものは、一般被保険者医療給付費分で244万3,000円を減額し、一般被保険者後期高齢者支援金等分で17万6,000円、介護納付金分で8万2,000円、子ども・子育て支援金納付金分で38万6,000円をそれぞれ増額しております。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第30号 令和8年度新地町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ、2,433万2,000円を追加し、収入を3億4,267万7,000円、支出を3億4,837万7,000円とするものです。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時33分 散会

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和８年第３回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第２号）

令和８年６月８日（月曜日）午前１０時開議

第 １ 一般質問

３ 番 牛 坂 毅 志 議員

- １．人口問題について
- ２．商業の活性化について
- ３．スポーツ振興について
- ４．東日本大震災の大津波により壊滅状態になった大戸浜について

１０ 番 井 上 和 文 議員

- １．文化の振興について

５ 番 吉 田 博 議員

- １．鳥獣等の保護及び駆除について
- ２．観光協会活動の役割について

１ 番 大 内 広 行 議員

- １．コミュニティーバス事業について
- ２．ＩＣＴ教育について
- ３．UDCしんちについて

出席議員（１２名）

１番	大	内	広	行	議員	２番	村	上	勝	則	議員
３番	牛	坂	毅	志	議員	４番	寺	島	博	文	議員
５番	吉	田		博	議員	６番	八	巻	秀	行	議員
７番	三	宅	信	幸	議員	８番	寺	島	浩	文	議員
９番	菊	地	正	文	議員	１０番	井	上	和	文	議員
１１番	水	戸	洋	一	議員	１２番	遠	藤		満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	堀	武
副町	長	岡	崎	利光
教	育	長	泉	田
総務課	長	兼	佐	藤
会	計	管	理	者
企	画	政	策	課
税	務	課	長	小
町	民	生	活	課
保	健	福	祉	課
産	業	振	興	課
兼	農	業	委	員
事	務	局	長	加
都	市	建	設	課
教	育	総	務	課
				長

職務のための議場出席者

事	務	局	長	大	堀	勝	文
書			記	千	葉	奈	菜
書			記	荒		萌	生

午前 10 時 00 分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第 1、一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
3 番、牛坂毅志議員。

〔3 番 牛坂毅志議員登壇〕（拍手）

- 3 番牛坂毅志議員 おはようございます。受付順位 1 番、議席番号 3 番、牛坂毅志です。私は、大堀町長に 4 件の質問をさせていただきます。

まず 1 番目は、人口問題についてであります。私は、町広報紙を読むたびに、町の人口減少が止まらなと感じました。人口増加政策を町では本気で取り組む必要があると考えますが、町ではどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、質問の要旨 2 番、東日本大震災の大津波により壊滅的な被害を受けた跡地に、新地駅を中心に多額の復興支援金を使いました。これに伴って新しいまちづくりをしましたが、いまだ空いている土地などがあります。人口増加の政策として、町営住宅等の建設などを検討するべきではないかと思いますが、町の考えをお伺いします。

次に、2 番目、商業の活性化について。質問の要旨 1 番、商業の振興が町の活性化になっているのか、いまだ具体的に対策が見えていないように感じます。町はどのように考えているのかお伺いします。

質問要旨の 2 番、商業を営んでいる方々がどのようにして町とのコミュニケーションを取っているのか、聴いているのか、そして具体的にどのように反映しているのか、町の考えをお伺いします。

次に、3 番、スポーツ振興について。質問の要旨 1、野球場、グラウンド、陸上競技場のことですけれども、これらがやはり時間がたちまして、やっぱりかなり老朽化になっていると思います。この維持管理の面でも苦慮していることは私も分かっております。ただし、今後も町のスポーツ振興を維持していくためには、町ではやっぱり対策をしないとうまくないと思いますので、町の考えをお伺いします。

次に、4 番、東日本大震災の大津波により壊滅状態になった大戸浜についてであります。要旨 1、行政がこのまま何もしないで時間だけ経過し、町民の皆様の被災地に対する関心が薄れていくのが私は心配です。そして、私個人的にも、やはり15年の年月が過ぎてしまうと、気持ちが揺らいでいるのです。そういう意味でも、現状以上の展開はできないか、町の考えをお伺いします。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 3 番、牛坂毅志議員の質問にお答えをいたします。

初めに、人口問題についての 1 点目、町広報紙を読むたびに、町の人口減少が止まらないと感じる。人口増加政策を本気で、取り組む必要があると考えるが、どのように考えているのか、町の考えを伺うについてですが、当町は令和 8 年度を初年度とする第 6 次新地町総合計画後期基本計画を策定し、令和 12 年度の将来人口の目標値を 7,000 人と設定いたしました。本町の人口減少は、死亡数が、出生数を上回る自然減が大きな要因の一つと考えられます。人口減少を抑制するためには出生数を増加させることが必要になりますが、出生数の増加に当たっては、その根本原因である少母化に対応する必要があります。本町における婚姻数の確保に向け、若者の転出抑制及び U I J ターン等の若者の転入促進が必要になると考えております。また、福島県の人口動態の特徴として、女性の転出が多い傾向にあります。若者世代の移住、定住を促進するほか、女性の転出抑制を図ることも必要と考えております。これらの取組については、住まい、子育て、福祉、教育などの各分野にわたることから、施策の計画や実施に向けては第 6 次新地町総合計画後期基本計画で各課が進める施策や事業を共有し、連携を密にしながら各種施策を進めていきたいと考えております。

これまで実施してきている事業といたしましては、若者定住化の促進として、若者定住促進住宅助成金支給事業、来てしんち住宅取得支援事業、結婚新生活支援事業、若者の出会いと交流の場づくりイベントなどを実施しています。子育て支援や教育については、出生児祝金交付事業、同時入所第 2 子以降保育料無償化事業、保育料軽減助成事業、保育所副食費無償化事業、在宅保育支援事業、子ども医療費給付事業、奨学金返還支援事業などを実施しているほか、今年度、新たな取組として、厚生労働省が設けている、えるぼし、くるみん、ユースエールなどの認定制度の取得を町内企業に促してまいりたいと考えております。えるぼし認定制度は、女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。くるみん認定制度は、次世代育成支援対策推進法に基づき、一定基準を満たした企業を子育てサポート企業として認定する制度です。ユースエール認定制度は、若者雇用促進法に基づき、若者の採用、育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を認定する制度となっております。これらにより、女性活躍推進、子育て世代の労働環境の向上や若者の採用、育成につなげてまいりたいと考えております。しかし、このような事業を実施しても、人口減少に歯止めをかけることは難しいかと考えております。日本全体が人口減少社会に向かう中、市町村単独での取組には限界があります。国や県の人口減少対策も必要であると考えております。

次に、2 点目、東日本大震災の大津波により壊滅的な被害を受けた跡地に新地駅を中心に多額の復興支援金を使い新しいまちづくりをしたが、いまだ空いている土地がある。人口増加の施策とし

て町営住宅の建設などを検討すべきでないか、町の考えを伺うについてですが、町では定住促進のための住宅地の確保として、第6次新地町総合計画の土地利用の構想に示されている新地駅周辺を復興整備事業により整備しており、町が整備した保留地につきましては、全24区画全て完売しております。一方で、民間の土地利用が進んでいないところがありますが、民間の土地利用につきましても、令和3年度以降、毎年住宅建築が行われており、定住住宅入居者等も土地を購入し住宅を建築していただいていることから、一定程度の動きがあると考えております。また、町営住宅の建設につきましては、社会情勢や住宅建築需要、行政コスト等も勘案する必要がありますので、土地所有者に対し土地利用の促進を促すなど、環境を整え、民間産業を誘導していきたいと考えております。

次に、商業の活性化についての1点目、商業の振興がまちの活性化になっているのか、いまだ具体的に対策が見えていない。どのように考えているのか町の考えを伺うについてですが、これまで新地駅前周辺において、活性化のために、観海プラザを整備し、飲食関係を中心にご利用いただけてきたところであります。また、各種事業者に対しては、経営支援策として利子補給や、中小企業の生産性向上を支援するため、国の方針に基づく先端設備等導入計画の認定を行っております。これにより、対象となる設備の導入に対する固定資産税の軽減措置等を通じ、事業者の投資意欲を後押ししております。このほか、町内で新たに起業される方や既存事業者の新製品開発等を支援する起業家等支援事業を実施しており、これまでコーヒーショップやソースカツ丼店、エステ店などに利用されているほか、国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、商工会と連携したワンストップ相談窓口の設置や、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する特定創業支援等事業を通じて創業希望者の皆様にバックアップしてきたところであります。今後も、商工会と連携しながら、農業の活性化に向け推進してまいります。

次に、2点目、商業を営んでいる方々の声をどのようにして聴いて反映しているのか町の考えを伺うについてですが、商業の状況につきましては、商工会と情報を共有しているところでありますが、現在、町といたしましては、企業立地や増設、設備投資等に関連する中小企業や大規模事業者の皆様に対しては、個別の訪問等により意見交換を行っております。また、個人事業主の皆様につきましては、新地町商工会の相談窓口にて受け付けた創業や融資等の相談内容を随時役場へ共有いただいているところであります。今後も、商工会と連携を図りつつ、個々の事業者の皆様が抱える課題を捉え、政策に反映できるような取組を考えてまいります。

次に、スポーツ振興について。野球場、グラウンドの老朽化に伴い、維持、管理の面でも苦慮している。今後も町のスポーツ振興を維持していくために、町ではどのように考えているか伺うについてですが、本町の中心的スポーツ施設である新地町総合公園は、平成8年度から都市計画事業により、総合体育館、テニスコート、野球場、陸上競技場やこどもの森といった施設を備え持つ、地域住民のスポーツ活動や多様化するレクリエーション活動の場として整備を行いました。平成13年

度に町民野球場、平成14年度に陸上競技場が完成し、平成18年5月には全面供用を開始いたしました。各施設とも、日常的な活動から公式試合まで、多くの方々に活用されております。現在、野球場や陸上競技場を含めた総合公園全体の管理は、会計年度職員の施設整備管理人を配置し管理しております。あわせて、町民野球場の芝管理においても、年間必要な作業を民間事業者に委託しながら管理しております。引き続き施設の長寿命化に取り組み、より長く安全に利用しつつ、コスト縮減を図るなど、効果的、効率的に施設の機能維持に努めてまいります。町のスポーツ振興の維持につきましても、昨年度は新地町総合公園において、野球や卓球など延べ26団体による各種大会が開催されており、町も後援をしております。さらに、このような大会に加え、各種団体の練習などにも使用されております。今後も新地町総合公園及びそれ以外の町内既存施設も活用しながら、気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境づくりを行い、心身の健康と交流の促進を目指してまいります。

次に、東日本大震災の大津波により壊滅状態になった大戸浜について、行政がこのまま何もしないで時間だけ経過し、町民の被災地に対する関心が薄れていくのではと懸念する。現状以上の展開はできないのか町の考えを伺うについてですが、当町議会でも何度か答弁しておりますとおり、大戸浜地区はもともとの地形と、盛土の道路として整備された県道相馬亘理線との間にくぼ地状態になっており、さらに旧県道が一団の土地を分割するような状態であるため、土地の有効活用がしにくい状況となっております。また、当地区は災害危険区域に指定されており、土地利用に関する制限がある状況となっております。このため、町としましては、現状残存する擁壁の撤去やくぼ地解消のための盛土、道路の配置換えを行うなど、基盤を整えることがまず必要であると考えていることから、国に、あるいは県に対し支援を求める要望書を提出させていただいております。引き続き土地の有効利用に向け、当該地区の基盤整備に尽力してまいります。また、事業者が進出しやすくなるよう、地目変更登記などの手続を引き続き進めてまいります。

以上であります。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 議長、座らせてもらってよろしいでしょうか。

○遠藤 満議長 はい。

○3番牛坂毅志議員 それでは、再質問をさせていただきます。

町長の努力は、私は認めます。ただ、政治家として、やはりテーマを持って進めなければ駄目だと私は思っておりますので、それらを考慮しまして再質問をさせていただきます。

まず、人口問題について。これは、私、広報を熟読しています。それで、令和7年の3月31日から令和8年の4月1日まで、これ私なりに統計を取っておりました。そうしたら、令和7年の3月31日から、3月31日が7,474人なのです。令和8年の4月1日現在が7,268人。1年間で差し引くと、206人の減となっているのです。私は、間違っているのではないかと、町長、もう一回

確かめました。そうしたら、やっぱりこの数字は間違っていないのです。ただ、町の対策もして、努力は私認めますけれども、やっぱり政策的にしないと。これやっぱり町長の、各課の努力は認めます。ただ、やっぱりどこでも同じだと。そうすれば、新地は魅力がないと思うのです、町長。ですから、魅力を全面的に出してやらないと、みんなと同じでは人口なんて増えません。ですから、そこはやっぱり、事務レベルでもいいのですけれども、町長独自の、執行部の全体の答えでもいいのですけれども、それらをするために、できなければ、やはり第三機関、やっぱり人口対策委員会とか、そういうのをつくってやらないと、これたちごっこになると思うのです。それがまず1点。

○遠藤 満議長 牛坂議員、一問一答ですので、1問ずつ。その質問について答弁を求めます。

大堀武町長。

○大堀 武町長 今、牛坂議員から1年間の動向ということでお聞きしました。私的には、もう少し長いスパンで実は見ております。それは、国勢調査なら国勢調査、5年、10年のスパンで見ております。そういった中で、間違いなく牛坂議員が言うように、当新地町、人口減少はしております。福島県の人口減少を皆さん方も新聞で見たとおりであります。200万人を超えたのが、今現在は180万人も切っております。そういった中で、福島県で人口が増加しているのは、西郷村と大玉村です。それ以外、全ての地域で減少であります。ただ、今回の国勢調査の数字では、双葉地方を含めて避難エリアの部分で増加というような部分もございますが、これはその途中に震災以降に出ていった方が戻ってきているということですから、そこは考えないでいただきたいと思いますが、そういった状況の中で、当新地町は、先ほどいろんな事業を挙げましたが、結構私はやっている地域だと思っています。ですから、非常に人口の減少率は、県内でも下から何番目なのです。それは理解してほしいと思うのです。日本全国、どんどん、どんどん減っていく中で、これだけ頑張っているということで、私は当町の財政の厳しい中でよくやっているのではないかなと、私としては分析しております。ただ、少しでも人口を増加させないといけないという思いで、とにかく頑張してほしいということで職員に協力を依頼しているところですが、なかなかこの部分でこれという妙案がないのです。ただ、やれるものはとにかくやっていくということでやってきましたが、それにも財政的な裏づけがないと長くできないということもございます。そういった中で、牛坂議員が言われた人口減少の歯止めをどうするかと常に頭に置きながらまちづくりをしていきたいと思っています。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 分かりました。努力していることは私も認めます。ただ、政治家として、やはりテーマを持たないと。何で町長になった、意味が私はないと思うのです。ですから、私はきつい言葉ですけれども、やはり自分ができないときは自分のブレーンを使って、さらにできないときは、やっぱり町民に総参加させて、やっぱり若者、若者と言っているから、若い人と女性の委員会をつくってはどうか。その答弁お願いします。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午前10時28分 休 憩

午前10時28分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今回の第6次総合計画の後期基本計画策定に当たりまして、初めての試みということで、町内の若手のお勤めの方、約10名ぐらいでありますけれども、集まっていただきまして、町長と懇談して、新地町についての意見等もいただいてきたところでございます。今、牛坂議員のおっしゃることも、委員会を立ち上げるかどうかというのはちょっと今答弁できませんけれども、考え方的にはそういった若者の皆さんの意見も充分考えてやっていくべきだと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 次に、質問の人口問題についての2番目、町営住宅の建設云々なのですが、やっぱり町長言ったとおり、その答えは私も理解します。ただし、私もあそこのところを歩くと、やっぱり空き地が見えるのです。そこのところ、町長も考えていると思いますけれども、これは今すぐ、人間が、所有者がいるわけですから、そこのところ即答はできないと思いますけれども、ここは前向きに、やっぱりいろいろ対策を講じてもらえないかどうか、その答えだけお願いします。

○遠藤 満議長 岡田健一都市建設課長。

○岡田健一都市建設課長 ただいまの質問にお答えいたします。

町ではこれまでも住宅建築促進のための、土地所有者に対しての土地利用の促進、また空き地バンクへの登録を促すなど様々な取組を進めておりますが、今後もそういった民間産業の開発につながる取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 分かりました。

次に、商業の活性化について。町長のご答弁をもらって、私の頭に入りました。商工会との連携ってあるのですが、今商工会の体制はどのようになっているのですか。教えてください。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えします。

商工会の体制ということでございますが、町としましては総会等々に出席させていただいており

ますので、その資料等から見れば、体制ということだと会長、副会長、あと理事、監事、あとは商業サービス業部会と工業部会ということで成り立っていると承知しております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 やっぱりもう少し、商工会に投げるのもいいのですけれども、やっぱり町の企業努力をしまして。そして、商工会の体制が、やっぱり私は今パワーがあるとは思っていません。ですから、その辺を町当局と商工会が、やっぱり大変ですけれども、連携を取って、できるのだから、できないのだから、ただ投げて終わりではなくて、キャッチボールでなくて、やっぱり具体的に、私言ったのは、商業の振興が活性化になっていないということで質問したのですけれども、対策なのです。そういうのを、今課長言ったのは分かるのですけれども、やっぱり今具体的に。議長に質問の内容違うよって言われれば別なのですけれども、今物価高対策で、町民もそうですけれども、やっぱり商業で頑張っている人たちが、やっぱり応援しないと私は駄目だと思うのです。ですから、ここをあえて、私なりにはやっぱりプレミアム券とかそういうのを発行したらどうかなと思ったのですけれども、そういう考えがあるかどうか、そこだけ教えてください。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えします。

昨年度から今年度に向けて、事業者向けに、事業所の規模にもよりますけれども、補助金、交付金、そちらを交付しております。大体120社ぐらいだったと思いますが、物価高騰に対する補助金ということで交付をしております。これまでもそうですけれども、今後もそういったことで、何かあったときには考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 もう一つだけ質問させてください。今年度中というか、やはり早く今やらないと、やはり体力的にも限界のある商店街の人もいると思うのです、商業者も。ですから、今年度予算ではできるかどうか、ちょっとそれだけ確認します。補正とか何か取るとか、そういうのはないかどうか。今までやってきたのは認めます。間違いかな、これも、議長。それでは、それはいいです。それでは、それは終わります。

それでは、商業を営んでいる方の声をどのように反映しているか、それを具体的に教えてください。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

先ほど町長が答弁させていただきましたとおり、恐らく個人事業主の方のことを指して言っておられるのだと思っておりますけれども、そちらにつきましては商工会での業務となっております、

ご相談等々させていただいていると聞いておりますので、我々も情報共有はしております。ただ、そんな状況でありますけれども、我々も時折、いろいろなことで接触する部分ありますので、そのときにいろいろな状況等は確認させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 今課長の言ったことは分かりました。

それで、町で何回か商業を営んでいる方々とコミュニケーションは取っておりますか。商工会ではなくて、町独自で。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えします。

先ほど申し上げたとおりでございますので、町内の個人事業主の方と直接何か相談業務等を行っているわけではございません。

以上でございます。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 大変ですけれども、やはり声を聞かないと、対話しないと、やっぱり行政が要らなくなってしまう。ですから、ぜひご努力よろしくお願いします。

次に、3番目、スポーツ振興について。町長に細かい説明ありがとうございます。ただ、私が言っているのは、野球場に行けば分かるのですけれども、行くと、まず扉を開いて、芝生、土。そうではなくて、私が言いたいのは附属品なのです。トイレ、あと観覧席。あそこがやっぱり時間がたってきて、トイレなんかは特にそうなのですけれども、管理がやっぱり行き届かなくて、観覧席もやっぱり。私もちょくちょく行くのですけれども、特に3塁側と1塁側に座って、土の上に座ったり何だりしている。座るところがあればいいなと思うのですけれども、そういうふうな、古くなってそのままではなくて、一工夫できないかなと思って質問させていただきました、野球場については。ですから、新しく大きくお金をかけてやれというのではなくて、やはり少しずつ、知恵を出し合って。スポーツ振興というのはやはり、あの当時、荒町長だと思うのですけれども、肝煎りで総合体育館を中心にやったと思います。ですから、それらを継続していくためにもやはり、町長さんは替わっていきますけれども、やっぱり常々若い人たちが利用するのが、あそこは本当に便利なのです。他町村にないくらい、あそこは私らは評価していますので。ですから、こういうせっかく今回もスコアボードとかいろいろ野球場修理しているのは分かりますけれども、ちょっと細かいかも分からないけれども、ちょっとやっぱり町民及び町外の人たちが来て、快適だなというような、いいなというような、そういうちょっと優しさがあるといいなと思って、今回はこれは質問させていただきました。野球場です。

次、グラウンドなのですけれども、陸上競技場、あれ去年の夏、多分経過が残っていると思うの

ですけれども、あそこ、子どもたちが小学1年生、2年生、いっぱいいて、たまたま私行って、やっぱり硬いのです、土が。土が硬いのです。やはり一生懸命やって維持管理はしていると思うのですけれども、特に夏場、夏場というか、今から暑くなると思うのですけれども、その辺をやっぱり一工夫欲しいなと思ったものですから。例えば、私なりに、水を散水する管理ができればいいなと思って。人工芝というと、また難しいでしょうから、まずできる範囲でやってもらえたらどうかと思って。そこのところ、ちょっとお答え願えれば。

○遠藤 満議長 中津川秀樹教育総務課長。

○中津川秀樹教育総務課長 ただいまのご質問にお答えします。

陸上競技場の、グラウンドの硬い土の対策ということかと思いますが、こちらの部分、議員の提案ありました水を散水するとか、なかなか人工芝は難しいと思いますので、その辺のコスト面を含めて研究をしながら、維持管理ということで対応させていただければと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 グラウンドは分かりました。散水をしてもらおうと、かなり軟らかくなる気がするけれども、今度やっぱり滑ってけがする人がいるのです。そこのところも、ひとつよろしく願います。

野球場、野球場のトイレ、そこのところ特に中心に、お金かからないと思います、トイレの改修は。だから、あそこのところ、一回見てもらうと分かる。私も行ってもいいです。あそこのところを取って、そして新しいのを敷くとか、そういうのをすればいいですが、ただイメージが悪いのです、やっぱり、野球場の。そこら辺は、答えは要りませんから。トイレに行ってもらえれば分かります。

次に、4番目、東日本大震災の大津波により壊滅状態となった大戸浜について。これ、やはりここに書いてあるとおりなのですけれども、私なりにやっぱり気持ちが薄らいできて、やっぱり家の家族的にも、いろいろ個人的にもあるものですから、できなければできないでいいのです。町長の努力は私は認めます。ただ、ここのところの土地は、皆さんご存じか分からないのですけれども、釣師浜漁港ってあるのです。この前も委員会で私、大戸浜湛水防除ってなっているから、前は釣師湛水防除だと思ったのです。やはり釣師がメインなのです。ですけれども、大戸浜には船方、漁師で生活している人がやっぱりいっぱいいるのです。そういう人たちが、やはり声は出さないです。ただ、今住んでいる方、津波で逃れた方が住んで修理したり。新しい家ではないです。津波で天井まで水が来たけれども、修理したり、洗ったり何だりして住んでいる人がいるのです。そういう人たちが、やっぱり声を出せないのです。当然、復興の計画にないものですから。集団移転等々は確かにご立派です。あと、道路もご立派です。ですけれども、そこのところの、やっぱり大戸浜というのは表と裏から二つ折りで津波来ましたから。あと、やはり見えないところはやらないけれども、

見えるところはやるけれども、そうするとやっぱり今住んでいる方が、さっきも言ったとおり漁師中心ですから、声はやっぱり発することはしないと思います。そうすると、あのままで終わると思います。ですから、ぜひ行政主導型でいかないと、あの地域は、町長も言ったとおり、難しいのです、行くと分かりますけれども。現地をやはり少しずつ、住んでいる、あの当時50世帯だったのですけれども、今は5世帯減って45世帯。あの集団移転で35世帯前後、40世帯にならないのですけれども増えて、80世帯くらいなのですけれども、それらの人が、新しい文化と前の文化で寄り添いながら、大戸浜は今から盛り上げなくては駄目なのです。埴浜地区は1軒、釣師はゼロ軒、大戸浜地区は、やはりさっきも言ったとおり漁師の人たちが、やはり津波に。だから、今残っている人は、漁師の原点なのです。原点の人たちが津波を防ぐ、ならないような場所にいるのです。ですから漁業ができるのです。そこら辺も考慮してもらって、ぜひ県道の段差、あとは農地の云々って町長言いましたけれども、ぜひ前向きにやってもらって、ぜひ、私言いたくないのですけれども、やっぱり町政に辺地をつくっては駄目だと思いますので、やはり税金を、やっぱり強いところには税金をやって、弱いところには税金を投入しないと、そういうことでは困りますので、ぜひ、これは答えは要りません。これで終わります。

以上です。

○遠藤 満議長 これで3番、牛坂毅志議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時45分 休 憩

午前10時55分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

○10番井上和文議員 おはようございます。質問に先立ち一言申し上げます。

今年2月に米国とイスラエルの先制攻撃で始まったイラン戦争によるホルムズ海峡の事実上の封鎖によって、日本経済と国民生活のあらゆる分野に重大な影響が及んでいます。4月に県医師会、県病院協会が県内177の医療機関に実施した調査では、8割が何らかの影響を受けていると回答し、資材不足や受注制限、納期の遅れなど、先が見通せない状況が続いており、JA福島中央会、県医師会、建設業協会など、県内各業界団体から県に要望書が提出されているようであります。国は、電気、ガス代補助を中心に3兆円規模の補正予算を編成しましたが、コロナ禍以上の支援が必要との声もあり、迅速な対応が求められていると思います。地方自治体としては、地域の実情を把握し、国、県への要望を強化するとともに、物価高騰から町民の暮らしを守るために何ができるのかを考

えていかなければなりません。皆さんと共に暮らしやなりわいを守っていく決意を申し上げ、質問に入ります。

私の質問の主題は、文化の振興でございます。新地町第 6 次総合計画後期計画が策定をされました。この中で、「第 1 章 総合計画の策定にあたって」の「新地町のあゆみ」には、天正 17 年、1589 年、伊達政宗により駒ヶ嶺、新地の 2 つの城が攻略をされ、以後、伊達領となり、明治維新を迎え、明治 5 年、1872 年 5 月に学制発布に先立ち、福島県で最も古い共立学校、観海堂が開校し、明治 9 年 8 月に右大臣岩倉具視通達により、宮城県宇多郡に所属していた新地が福島県に帰属し、明治 22 年、1889 年、福田、新地、駒ヶ嶺の 3 か村の誕生、昭和 29 年、1954 年 3 か村が合併し新地村となり、昭和 46 年、1971 年に町制を施行し新地町となりました。その後、農業基盤や産業基盤が整備をされ、東日本大震災を経て復興の歩みを進め、今日に至るわけでございますけれども、総合計画後期計画にある新地町の各取組における町民アンケートの調査結果では、重要度が高く満足度が低いということで、前段も質問がございましたが、商工業の振興、若者定住化の促進、地域資源を活かした観光交流の取組等が並んでいるわけでございます。この地域資源を活かすということに着目をしながら、今回の再建についてお尋ねをいたします。

2025 年 3 月議会での答弁で、新たに人選をし、検討委員会を立ち上げ、復元、再現、公園としての敷地活用等を考えていくとの答弁であったわけでありましてけれども、外部検討委員会の審議状況についてお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、同じく 3 月議会の答弁では、観海堂跡地で様々なイベントがされているが、観海堂そのものに焦点を当てたイベント、活用が多少足りていないので、その辺の視点も含め、内部でしっかりともう一度再整理をするということでありましたけれども、教育委員会における議論はどうであったのか、お答えいただきたいと思えます。

平成 30 年の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び市町村による文化財保存活用支援団体の指定等が制度化をされたわけでございます。そして、令和 5 年 3 月に、その作成等に関する指針が文化庁による最終変更として公表されております。福島県発の共立学校として県史跡であった観海堂が、震災後観海堂跡地として再指定をされ、それをどう活かし、また未来に向けどう活用していくかが課題であると思えますが、文化財の保存と活用という視点から、学芸員の確保も含めた観海堂再建に向けた取組についてご所見をお聞かせください。

次に、文化の振興についてお尋ねをいたします。交流センターが令和 2 年にオープンしてから、そこを拠点として様々な芸術文化活動、歴史文化活動が実施をされてまいりました。特に令和 5 年、令和 6 年と、アートの町「新地」創造・アートの魅力発信事業、縄文文化企画展等に取り組み、町内外から多数の来場者がございました。何人かの町外の方から、新地はすごいねと言われ、うれしかったのを記憶しておるわけでありまして。ただ、今年は補助メニューがなくなったこともあり、事

業が激減をして、あの賑わいはどこに行ったといった感がございます。今後の文化事業の取組についてどのように進めていこうとされておるのか、ご所見をお聞かせください。

最後に、文化による活気あるまちづくりについてお伺いをいたします。平成13年4月に国の文化審議会は、文部科学大臣からの文化を大切にする社会の構築についての諮問を受け、社会の急激な変化が進む中で、人々が心豊かに生きる社会を築いていくためには、一人ひとりが文化について考え、文化を大切にする心を持つことが重要であるという答申をまとめました。それは、人間、社会、経済、科学技術、情報化、グローバル化等の文化機能の役割、また社会全体で文化振興に取り組むことや、予算の確保を含めた民間、地方公共団体、国の役割も規定しております。人材育成、拠点整備など、また文化を大切にする心を育てる、顔となる芸術文化を育てる、文化発展の役割と積極的活用、世界へ発信するといったことをうたい、文化芸術振興基本法が成立し、これに基づき施策が展開されることを期待するとしておるわけでございます。新地町においても、交流センターができてから、様々な取組により、その芸術文化が花開き、醸成されてきた感がございます。この流れをいかに発展し、つなげていくか、まちの賑わい、活気のあるまちづくりにつなげていくかが重要な課題だと思いますが、どのようにお考えなのか、ご所見をお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、文化振興についての1点目、観海堂の再建についての①、外部検討委員会の審議状況についてですが、観海堂は東日本大震災の津波で流失した後、平成25年度に外部の有識者で構成する観海堂復興委員会を立ち上げ、今後の方向性について検討してまいりました。観海堂復興委員会では、流失してしまった観海堂の県指定史跡の取扱いとその跡地の活用方法について検討を行いました。観海堂復興委員会では、まず福島県の史跡指定存続の確保に注力するべきとの意見があり、福島県に史跡指定の申請をいたしました。観海堂は、昭和41年に県史跡として指定されておりましたが、平成30年2月6日に名称を観海堂跡地に変更され、再指定されました。観海堂跡地の利活用については、観海堂の再建を含め、検討を重ねましたが、結論には至りませんでした。その後、当時のメンバー6名のうち2名が委員を退き、新たに6名の新メンバーを委員に加え、合計10名の体制で令和8年1月に復興委員会を開催いたしました。委員会では、観海堂跡の現地確認、過去の復興委員会の議論、今後のスケジュールについて議論をしていただきました。意見の一部を要約しますと、現状芝生なので、建物があつた位置が分かるようにする工夫も必要、観海堂の歴史、精神、誇りといったものを町民、後世に残すことが大切であるとの意見がありました。今年の4月には、再開後2回目の委員会を開催し、1月の議事の振り返り、建物位置を再現した上での現地確認、活用について議論をしていただきました。意見の一部を要約しますと、建物があつた位置の見せ方の検討、残し方と活用方法の検討、観海堂の写真募集をしてはどうかなどの意見がありました。

次に、②、教育委員会での議論についてですが、令和 8 年 1 月と 4 月に開催した観海堂復興委員会でも様々な意見が出されております。教育委員会としては、それらの意見をまとめ、次回の観海堂復興委員会で、将来の観海堂をどのようにしていくのか、観海堂復興委員会としての意見を集約し、報告を受けたいと考えております。

次に、③、再建に向けた取組についてですが、観海堂復興委員会からの報告を受けた後、意見を参考としながら、教育委員会の方針案をまとめ、政策調整会議の中で方針をまとめていきたいと考えております。また、学芸員の確保についてですが、当町の学芸員の採用は、平成 5 年 4 月に 1 名採用し、その後平成 21 年 3 月に職員が退職して以降、今日まで学芸員は配置されておられません。博物館法により、博物館として登録を受けたものには学芸員を置くこととされておりますが、当町はその中に含まれておりません。資料の収集、保管、展示等は、学芸員の資格がなくても可能なので、現在は遺跡発掘の経験豊富な職員 1 名を文化財担当として配置しております。当町には、過去に発掘、収集した遺物、資料などが大量にあります。まずはこれらの資料を整理、分類する必要があります。地道な作業で多くの時間がかかります。それぞれの整理状況を踏まえながら、新たな学芸員の確保を検討すべきと考えております。

次に、文化振興についての 2 点目、文化の振興についての①、今後の文化事業の取組についてですが、近年では、国の補助金を活用しながらイベントを実施しております。令和 5 年度に、新地ゆかりの画家「志賀一男&坂元郁夫絵画展」、三貫地貝塚から出土した資料の展示、令和 6 年度には、新地町の風土が生んだ 4 人の画家たち展、新地ゆかりの建築家遠藤新展、新地貝塚から出土した土器の展示、三貫地貝塚から出土した人骨のレプリカ作成事業、令和 7 年度には、新地町ゆかりの画家 4 人展、横山孝雄原画展を企画、開催し、新地町の文化資源の魅力を町内外に発信してきました。今年度は、文化交流センターや駒ヶ嶺分館において、過去に新地町へ寄贈を受けた作品の展示をするほか、これまでも行っている町内の史跡をバスで巡る学びのツアー、縄文土器づくり体験、ミュージックフェスティバルを引き続き実施いたします。今後も、各イベントの魅力向上や歴史文化資源の説明看板やリーフレットの更新を行いながら、イベントを企画してまいります。

2 点目の文化による活力あるまちづくりについてですが、活気あるという点では、近年実施してきたイベントは多くの来場者があり、大変効果的であったと感じておりますので、先ほどの繰り返しとなりますが、イベントを企画していきたいと考えております。文化振興は、行政の取組はもちろんです。町民一人ひとりが様々な文化活動を通して、生きがいややりがい、健康など、幸福感が実感できることで町の活気につながるものだと思います。関係団体と連携しながら、町民の皆様にも歴史文化資源に興味を持っていただき、歴史文化資源の価値の共有や郷土への誇りと愛着がさらに育まれるよう、町内にある文化資源と文化施設を効果的に活用しながら、町の文化振興に取り組んでまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、再質問します。

まず、文化の振興、観海堂の再建であります。観海堂の再建について、私何度かこの場で取り上げてまいりました。なぜこの問題を取り上げるかといいますと、たしか私、中島でありますから、子ども時代から観海堂を見ておったということもございますけれども、やっぱりそれが地震で消失して、改めてこの観海堂のことを勉強して、なるほどなと思ったのです。観海堂の存在価値、皆さん、福島県初の共立学校だという視点で見られているかもしれませんが、大事なことは目黒重真が中心になって、学校田19町歩、先ほども議員とお話ししましたが、あの時代にですよ、明治5年に19町歩、どうやって造ったのかなと思うぐらいの学校田を造って、そのお金で、いわゆる老若男女、これはもう時計も読めないような時代でしたしょうから、老若男女の人をただで学ばせた。先駆性と申しましょうか、やっぱり教育のまちなのだという原点なのだろうと思います。そういった歴史が、今、小中、町の学校もICTなんかで全国から視察に来るようになっていきますけれども、その原点が脈々と受け継がれているのだろうと思うのです。

私は、この教育と申しましょうか、文化と申しましょうか、このことによって、先ほども議論がありました、人口が増えないかと、教育立町、こういうようなことまでつなげられないかなという思いも実は思っておりました。そういった意味で、一步一步進めていければなと思うのですが、まず質問に入りますけれども、新しい検討委員会を立ち上げた。前の答弁で、とにかく課題を再整理をして、新しい検討委員会で議論してもらおうのだということでございましたけれども、どういった諮問をされたのか。検討委員会として、町として諮問しますね、その諮問の中身をちょっと。

○遠藤 満議長 中津川秀樹教育総務課長。

○中津川秀樹教育総務課長 ただいまの質問にお答えします。

諮問ということでのお話でしたが、まずは最近の1月と4月に行われた委員会の中では、議題というかテーマを提案いたしまして、その中で協議をしてもらいました。議題の部分につきましては、先ほど町長の答弁の中で申しましたとおり、現地での観海堂跡の確認、あと過去の復興委員会の議論、今後のスケジュール、そういった部分について議論をしていただきました。2回目の委員会につきましては、1月の議事の振り返り、さらには現地に赴き、建物の場所を再度再現した上での現地確認、そして活用についてということでご意見をいただいたところです。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 ということは、別にこのこと、観海堂の再建について諮問するとかそういうことではなくて、どういう議題だったのかということです。観海堂を再建する。私は再建について何っているわけですが、教育委員会として外部検討委員会にこのことについて議論していただきたいって出すではないですか。この辺の表題というのか、そこら辺はどうなのですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 先ほど来、観海堂の今までの、今回の取組、申し上げましたけれども、平成25年度、平成26年1月だったと思いますけれども、一番初めに、今後観海堂をどうしていくべきか。もう津波で流失してしまいましたので、これこのままでいいのか。当時は、同時に駅周辺の復興計画があって、町として、ではどのような復興を地区で行うべきかと。その中の一つとして観海堂というのもありました。観海堂は我々教育部局の問題でありましたけれども、当然同時進行的に議論、調整をしながら、どうしたらいいのかということを考えました。

そこで、まず専門家の方々、当時6名でありましたけれども、専門家、あるいは今まで観海堂の活動とかに関わってくださっていた方々、こういう方々にまず意見を聞きましょうということで始まりました。ちょっと長くなりますけれども。なくなって流失してしまったものですから、県指定というものが果たして今までどおりで、これ大丈夫なのかどうなのか。当時も、今の復興委員会もそうですけれども、福島県の文化財課からオブザーバーとして職員は入っていただいております。我々、中の議論だけではなくて、県の文化財課として観海堂というのを、いわゆる史跡としての位置づけはどう考えているのかというところも非常に大切でありましたので、オブザーバーとしてその都度、県の文化財課の職員にも入っていただきました。

議論が進む中で、様々な専門家の皆さん方の意見あったのですけれども、2回目かそのくらいだと思いますけれども、県の文化財課から、今までの観海堂の史跡指定というのはこれでいいのかというのが、どうも県文化財課の中での議論で疑問が出てきたと。いわゆる流失してなくなったものを、果たしてこのまま福島県指定の史跡として、そのまま指定していいのかという議論が出てきたということがありましたので、ならば、まずは復興云々というよりは、史跡指定をきちんとやっぱり引き続きこれからも続けてもらうような、やっぱりそういう位置づけで議論したほうがいいのかということで、様々要望も出しましたけれども、県の文化財課、文化財保護審議会ですか、そちらに働きかけながら、やっぱりそれはもう建物ではなくて、井上議員おっしゃったとおり、今までの町の歴史とか風土だとか成り立ちも含めて、それが今の町の教育の原点であると、そういうものを訴えながら、ぜひ引き続き史跡指定を目指すべきだということで、それが平成30年、4年ぐらいかかってしまったのですけれども、そこで引き続き観海堂跡ということで史跡指定がされたということでもあります。

次は、では史跡指定が継続されたので、では具体的に今後どのような利活用を検討すべきかというところで始まるはずだったのが、ちょっとそのままになってしまったので、時がたって、昨年度1月からのまた議論を再開したという経過がありますので、その辺の課題整理とか経緯も含めて、新たに今10名の委員の皆さん方に議論していただいておりますので、もう一度丁寧に過去の当時の議論を振り返りながら、再度今の状況、もう盛土で5メートルも盛土されています。そういうところで、では観海堂が今後どうあるべきかというのを今再整理をして、様々専門家、委員の皆さん方

から、意見をいただいていると。もう2回会議開催しましたので、そろそろまとめの段階かなということで考えておりますので、正式に諮問、答申ということではありませんけれども、復興委員会からは、報告書的なもので、委員会としてはこういうまとめをしました。今後、町当局でこれらの意見を参考に、ではどうするのかというのを今後検討する材料として、参考として、今、復興委員会を開催するというところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今の答弁ですと、前の委員会では、とにかくいろいろあったけれども、震災を受けたので、跡地の仮指定を中心をお願いをして、平成30年に終わって、その後ずっとそのままになってしまったというような話で、つい最近、昨年ですか、もう新たに再整備したと。震災から15年たつわけですから、時代もあれもいろいろ変わってくるわけですが、今答弁の中でそろそろまとめに入るのではないかみたいな話がありましたが、先ほどの検討委員会の中ではいろんな多様な意見も出ているようでしたけれども、その辺の方向性というのは、まだいろいろフリートーキングしている段階なのか、ある程度この項目についてはまとまっていくという段階なのか、その辺の主題というか命題というのですか、議題というのですか、その辺はどんな感じで議論されているのか。

○遠藤 満議長 中津川秀樹教育総務課長。

○中津川秀樹教育総務課長 ただいまの質問にお答えします。

フリートーキングというか、各委員からの意見をいただいているということで、議題ということでは、再建について、活用方法についてということで、いろいろな意見をいただいております。もちろん再建に関する手法につきましても、いろいろな提案をいただいておりますけれども、あわせて、例えば再建するとなれば、財政面という課題、そういった部分のお話もいただいております。そういったいろいろな手法等の意見をいただいている中、やはり最終的には観海堂の歴史とか、そういったものを町民、後世に伝えていくには、どういった方法がいいのか、そういったところに視点があると感じておりますので、今後もそういった部分を次の委員会でまとめ上げていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今フリートーキングでいろいろやっている段階だという中で、今教育長の答弁が、そろそろ結論出るのではないかみたいな、ちょっと矛盾した話になっているようですから、非常に大事な課題なので、やっぱり基本的にポイントを絞りながらやってほしいと思います。

次に、教育委員会の議論ですが、前の議会で答弁として、教育委員会として、この再建についての課題を再整備、検討委員会なども立ち上げることを検討していく。要するに教育委員会で、例え

ば課題は何なのかとか、そういうことを一生懸命議論をして、新しい検討委員会に、これを私は諮問していたのかなという、ごく普通のスタイルなのですが。今の答弁聞くと、もう課題も含めて外部委員会でお願ひしますみたいな感じなのだけれども、この辺の、前回の答弁はこう言っているのですから、教育委員会でどういう議論がされているのかお聞かせください。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 教育委員会の議論がちょっと足りないとか抜けているのではないかという、そういうご質問に受け止めたのですけれども、教育委員会は定例で毎月会議を開催しております。その都度様々な議題、課題がありますので、それを協議調整をしているというところになりますけれども、観海堂の利活用についてもその都度議論をしております。先ほどこっと話が抜けたのは大変申し訳なかったのですけれども、今回改めて観海堂の復興委員会を立ち上げて議論をするべきだということでは、前段で定例教育委員会の中で、例えばこういう定例議会の報告も、その中で教育的な課題もどんなのがあったかというのは、都度定例教育委員会に報告、協議をしております。その中でも観海堂についての様々な議論、質問がありましたというところで、ではこれどうするべきなのかというのが毎月の定例教育委員会で我々からも報告なり、あるいは議題として上げることもありましたが、そういうことで、教育委員会の中で教育委員の皆さん方と情報共有して、課題を共有して、では、これ10年前、1回目の段階で復興委員会もあったので、そういうのを外場でしっかり議論、専門家の皆さん方からの意見をまずいただくべきではないかということで今進んでおりますので、決して教育委員会の中での議論が落ちていたとか、おろそかになっているとか、そういうことはございませんので、しっかりと今回も外部の検討委員会、復興委員会のまとめという報告を、都度報告もしますが、正式にまとめが上がってきた段階で、教育委員会として、ではどうそれを整理すべきか、どうあるべきかというようなところを議論していきたい、まとめていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 教育委員会もあるけれども、教育委員会事務局も含めて教育委員会でありますから、やっぱりそこでしっかり事務局サイドで何が課題なのかということをしかり議論をするということも大事なのだらうと思います。再建に向けての難しい問題、費用の問題、ランニングコストの問題、維持管理、どう未来につなげるのかとか、いろいろあります。そういったことをやっぱり教育委員会事務局、さらには教育委員会の中で、やっぱり細かく精査をしながら、外部有識者の声も聞いてやっていくと。開かれた教育委員会とよく言いますよね。開かれた教育委員会。だから私は、今日は通告していませんけれども、校長会であるとか、パブリックコメントといったかな、そういった町民の声を聞くとか、例えば新しい外部検討委員会になりましたと決まったら広報に載せて、この人たちにいろんな議論してもらっていますとか、ここの議会の中だけで何かやっているみ

たいなことではなくて、広く町民に公にしながらやっぱり取り組む、そういった議論がやはり必要なのではないですか。この点だけで。

○遠藤 満議長 中津川秀樹教育総務課長。

○中津川秀樹教育総務課長 ただいまのご質問でございますが、パブリックコメントを含めて、町民に公にした形でのということでございますので、内容と、町の教育委員会のホームページもございまして、そちらでの情報発信を考えていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 では、次に入ります。

再建に向けた取組で、学芸員の確保を含むというところでございます。博物館を造った場合には学芸員を置かなければならないと。でも、新地町は随分、平成21年以来いないということでもあります。先ほど答弁でもたくさんの発掘資料を今1人の調査員がやっていますよという話がありましたけれども、これも延々と何年かかるか分からないということもありまして、私はこういった歴史も文化もみんなそうですけれども、やっぱりマンパワーだと思うのです。ですから、その人1人でなくて、新たに学芸員を入れながら、やっぱり2人体制で、この辺の問題、文化も含めてです。小さい新地町というのを、私らもそうですけれども、1つのことだけやっていけばいいということではなく、何でもやらなくては駄目だみたいな、学芸員としても、歴史だけの専門ですからそれしか分かりませんではなくて、美術でも何でも、ある程度物を勉強しながらやっぱり、それでもやっていく。小さい町の宿命だと思う。役場職員だって同じだと思います。私はこの課しか分かりませんでは世の中通用しませんから。やっぱりそういうことで、ある程度は応用力のある中でマンパワーを確保をして、やっぱりやっていくということが大事だと思います。

それで、その中で専門的なことも事務局も含めて課題を整理して、専門的な中で再建に向けた取組ができるのかできないのか。前回も質問しましたけれども、昔ながらのやり方でやる方法、あるいはある程度トイレとか、そういうのも造ってやれる方向とかいろんな、3種類か4種類ぐらいの再建の方法があるようでございますけれども、この辺の取組が、マンパワーも含めて、やっていく時期ではないかと思いますが、この辺についてお聞かせください。

○遠藤 満議長 中津川秀樹教育総務課長。

○中津川秀樹教育総務課長 ただいまのご質問でございますが、まずマンパワーの解消ということなのかなと思いますけれども、学芸員を置くか否かということもございまして、まずはその学芸員機能をどう確保するかということで、マンパワーが不足している場合でも、特に資格がなくても、その地域の史跡を把握したり、文化財を適正に保管する、整理等も含めて、できるわけでございます。文化振興係も機構改革により係長も含めて2名という体制でございますので、不足している部分は、学芸員ではありませんが専門の職員と係長での対応、またそれ以外にも宿命という言葉でございま

したけれども、文化以外の事務などもやっておりますので、今のところは現状の形で対応をしたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 先ほどの答弁で、いろんなことをしながら今後とも検討していくという話もありましたけれども、やっぱりこれは余談ということはない。民俗、史跡研究会であるとか、小川の区長さんなどからも民俗資料館の来てくれみたいな要望が外に出ていたような記憶をしておりますけれども、ほかの隣接している市町村みんな民俗資料館あるのだけれども、新地はまだないので、いずれそういったことも検討課題に入ってくるのかなということを思いながら、まずやっぱり形がないと、理念だけではやはり伝わらないのではないかと。ほかから来るお客さんも、よく前もVRとかいろんな話ありましたけれども、形がなければ分からないということもありますから、やっぱり学芸員のこと、今は間に合っているみたいな話ありましたけれども、しっかり本当は保存活用計画って市町村つくっていかなくてはならないのです。今、大熊町が去年の12月ぐらいにつくったようですけれども、本来であれば文化庁はそういうこともつくりなさいということをやっているわけですから、今々ではないけれども、時間をかけながらもやっぱりそういったことに収れんしていくような方向をぜひ、学芸員の確保も含めてしっかり検討していただければと思います。

時間もあれですから、次に入ります。文化事業の取組ですけれども、答弁でいろいろ今年もちょっとしたことをやっていきますよということがありますが、ある程度去年までの盛り上がり、交流センターできてから、今までずっともういろんなことをやってきて、70周年事業とかもいろいろあって、非常に盛り上がってきた感があります。我々復興のとき議論したときに、新地の駅前の賑わいをどうするのだというようなことが、かなり議論したときに、交流センターとか、商業施設とか、そういったことでいろいろやっていこうみたいな部分もあったように思います。ですから、今回はスポーツと文化、町の目玉でありますけれども、文化の関係でまちづくりを主眼とした取組ができ得ないかということなのですから、計画的にですよ、計画的に去年までこうやってきたと。今年以降はこうやっていくみたいな、こういったことをもっと公表していくべきだろうと思いますが、その辺はあるのですか、ないのですか、考え方をお聞かせください。

○遠藤 満議長 中津川秀樹教育総務課長。

○中津川秀樹教育総務課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今年度の計画につきましては、先ほどちょっと繰り返しになりますが、町内の史跡をバスで巡る学びのツアー、あと縄文土器づくり体験などを計画しております。また、併せて駒ヶ嶺分館や交流センターを活用した展示会となっております。展示会につきましては、どうしても昨年度規模に比べますと、縮小ということになりますけれども、そういった部分、今までのような大きなイベントの計画はまだございませんが、毎年イベントは計画をしていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 盛り上がり、行政というのは継続ある発展なのです。継続ある発展、継続していかなければならない。もう今年で終わり、補助金が終わったら終わり、これでは駄目なのです。それには、お金もさることながら、いわゆる人、史跡研究会でいろんな団体あります。そういったことの下支えと申しましょうか、一緒に取り組んでやっていくというような、やっぱり取組、教育委員会の取組が大事だと思う。アナウンスが大事だと思う、今年もやるぞみたいな。今年はちょっとこっちにしますみたいなことでなくて、基本的には去年までこういったチラシでやっていたら、これもほかの町村にも配布をする、ネットにも載せながら、新地は続いてやっていきますよというところで賑わいが継続するのだろうと思います。その辺の取り組み方はどのように考えていますか。

○遠藤 満議長 中津川秀樹教育総務課長。

○中津川秀樹教育総務課長 ただいまのご質問でございますが、昨年度まではどちらかというと町外向けなのかなと感じておりまして、今度の今年度の予定している計画につきましては、どちらかといえば町内向けであると考えます。もちろん議員のおっしゃるとおりホームページ上での情報発信は継続して続けてまいりたいと考えておりますが、さらに各団体との連携併せて、小規模にはなりますが、町民の方が興味を持っていただける、人づくりの部分も、この歴史を伝えるという部分では大切になってくるのではないかと思いますので、そういった点もちょっと考えながらイベントをやっていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 ぜひそういう方向で盛り上げていただければと思います。

2点目の文化による活気あるまちづくり、これも1点目と共通するかと思いますが、実は私この質問通告をした後、文化協会が活動を停止するというような話をお聞きいたしました。話を聞くと、団体が減ってきたとか、会長の成り手がいないというような話もあったわけです。前の議会の答弁で、郷土史研究会であるとか、文化協会であるとか、各種団体をいかに育て上げていくか、ここが大きな主眼だと。町がそれをいかにサポートしていくのか、町全体の文化の底上げが大事ではないかと私の質問に対して、そのとおりだと考えておりますなんて教育長答弁していますが、この底上げ、サポート、そういったことをしっかりしながら、やっぱり活気をつくっていかなくてはならないと思います。この辺についてどうですか。

○遠藤 満議長 中津川秀樹教育総務課長。

○中津川秀樹教育総務課長 ただいまの質問でございますが、底上げというかサポートということでございますが、底上げということで、どうしてもやはり歴史に詳しい方、興味を持たれる方の人の発掘といいますか、育成といいますか、そういった部分も必要ではないかと考えております。どう

しても高齢化に伴い、団体が抜けていく、減っていくという状況なのかなと思いますので、そういった部分を何かしら町として支援をできればいいのかなと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 ここに第3期の新地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略というのがあります。これを見ますと、安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる。こういう中で、重要業績評価指標、KPIというのですか、地域づくり活動団体を令和6年13団体から、令和12年には15団体に増やしますよ、こういう前向きな計画なのです。やっぱり文化の関係でいって、私もかつて文化協会の副会長をやっておりまして、長男が59歳で亡くなって、農業を応援しなくてはならないということから、後継者しっかりしておりましたので、そういった経緯もありまして、この間何かやっているなと思っておりましてけれども、それをもっと、文化でもっとまちづくり活性化させたいなという思いで質問したならば、休止をするという話を後からお聞きをしまして、何たることだということであります。ぜひ教育長、町長でもいいですけども、やっぱり文化団体とスポーツ団体、これまちづくりの2つの両輪です。この中でとにかく団体をサポートして、それで、今課長がいろいろ高齢化とかあって云々かんぬんってありましたけれども、町は仕掛けていく。声かけていろいろ仕掛けていって、表現よろしくないけれども、持ち上げるというのですか、支えていくというのですか、やっぱりそういったことで、町と住民団体と、全体で底上げしていく、そういったことを目指していかなくてはならないだろうと思う。課題がたくさんあるけれども、それでもやっぱりどんどん仕掛けを、いろんな仕掛けをやっていく、こういったことをぜひやっていくべきだと思いますが、この点について答弁をもらって終わりたいと思います。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 文化の振興、そのやり方、発信の仕方もありますが、我々行政側から一方的にお願いをしたりとか要請をしたりということではないと思います。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、やっぱり皆さん方と一緒に盛り上げていく。そのために我々教育行政の中で、ではどうしていったらいいのか。それはいろんな各関係団体ありますので、そういう方々と綿密に連携をしながらということが一番だと思っています。したがって、各団体の状況とか関わりというものは、やっぱりこれまで以上に関わっていかなければいけないと思います。お願いではなくて、どうやったら課題を解決できるのかとか。井上議員も文化協会の構成団体のメンバーとして活動されているとお聞きをしておりますので、ぜひ我々と一緒に、井上議員にも文化協会引っ張っていただけるような、そんな取組を今後もご期待したいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○遠藤 満議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

ここでお昼のため休憩といたします。

午前 1 1 時 4 8 分 休 憩

午後 1 時 3 0 分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5 番、吉田博議員。

〔5 番 吉田 博議員登壇〕（拍手）

○5 番吉田 博議員 議席番号 5 番、吉田博です。通告に従って質問をいたします。

先ほど牛坂議員から人口問題についての質疑がありましたが、厚生労働省が令和 7 年の出生数を公表いたしました。概算ではありますが、67 万 1, 236 人と報告されております。10 年連続で減少という状況の中で、過去最少を更新したということでもあります。さらに、合計特殊出生率は 1. 14 と、こちらも過去最低となっております。ちなみに、昭和 24 年のいわゆる団塊世代では、1 年間で 270 万人が生まれ、合計特殊出生率が 4. 3 人であります。令和 7 年の出生数は、昭和 24 年の 4 分の 1 ということになっております。G 7 加盟国で最も出生率の高い国はフランスでありまして、これも世界的に見ても 121 位となっております。次いで、アメリカが 133 位、そして日本は G 7 の中では下から 2 番目の第 6 位ということにランクされておりまして、世界 227 か国の中では 212 位にランクされているようであります。このようなことで、いくら我が町だけが全財産を使って人口増加を努力しても、国がおもしろを入れて、動かない限り、限界があるのではないかと思います。また、日本では、人間が減っているにもかかわらず、動物たちが増え過ぎて、勢いよく活躍しているのか、あるいは暴れ回っているのか分かりませんが、ここ数十年前から鳥獣被害が多くなっており、我々人間社会に不安を与えております。しかし、この動物たちには、保護しなければいけないものと駆除すべきものがあります。駆除するといっても、命あるもの全て死滅させることではなく、排除しながらすみ分けをするということが大切ではないでしょうか。昨年、我が国が熊の出没件数、これは 5 万件を超え、襲われた人は 238 名で、死亡した人は 13 名と報告されております。私は、時々鹿狼山に登りますけれども、そのようなこともあってか、鹿狼山への登山者が昨年より少なくなっているように感じております。当町では、これまで熊らしきものを見たという通報でありましたけれども、山元町では熊を捕獲しているので、鹿狼山周辺には出沒しないということは決してあり得ないのではないかと思います。

このようなことから、1 件目の質問は、鳥獣等の保護及び駆除についてであります。先ほども申し上げましたが、鳥獣といえど生命を持った生き物です。安易に殺すことは、当然、許されるべきことではありません。そこで伺いたいのは、1 件目の 1 番として、保護すべき動物なのか、駆除すべき動物なのか、多くの町民は分からないと思いますので、周知する必要があるのではないかと思います。町の取組について伺いいたします。

1 件目の 2 番として、スズメバチ、毒蛇、熊など、人に危害を与えるおそれのある動物の主たる駆除は行政が行うのかということをお伺いしたいと思います。

1 件目の 3 番として、人に危害を加える動物の出没に対して緊急銃猟行為が必要と思いますが、このような行為に対して町はどのように取り組むのか、取組を行うのか、お伺いいたします。

1 件目の 4 番として、鹿狼山に熊など人に害を及ぼす動物が出没した場合、入山規制、こういったものは町長が行うのか、あるいは誰が行うのかをお伺いいたします。このような熊騒動によって、新地町への交流人口の多い鹿狼山に来る人が少なくなれば、町の活性化が劣ることになると思います。

2 件目は、町の活性化の役割を担っている観光協会活動についてお伺いいたします。2 件目の 1 番として、新地町観光協会事業の取組について、町としてどのような支援及び期待をしているのかをお伺いいたします。

2 件目の 2 番として、新地町観光協会に緑地公園やキャンプ場、釣り公園等の管理運営を委託すべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

続いて、2 件目の 3 番、釣り公園に釣った魚を焼いて食すなどして付加価値をつけた施設を設けてはどうかと思いますが、町の考えをお聞かせください。

以上 2 件、7 項目について町の姿勢をお伺いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 5 番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、鳥獣等の保護及び苦情についての 1 点目、保護すべき動物なのか、駆除すべき動物なのか、多くの町民は分からない。周知する必要があると思うが、町の取組について伺うについてですが、保護と駆除の基本的な考えといたしまして、野生鳥獣は法に基づき判断されるものと考えております。野生の鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により保護されております。実際に野生動物に遭遇した場合は、感染症のリスクや、弱った個体であったとしても、人間に危害を加える可能性があるため、けがや病気等の野生動物に対しては、原則として発見者は触らないを守っていただきたいと考えており、併せて役場や相双振興局への通報をしていただきたいと考えております。現在も、発見者の方は、こういった状況の際は役場に通報をいただいているところではあります。このほか、農林水産業に被害を与える鳥獣に関しましては、被害防止の観点から、管理及び駆除が認められております。町では、令和 7 年度から 9 年度の 3 年間を対象とした新地町鳥獣被害防止計画を策定し、一般的に農作物に被害を及ぼすイノシシ、タヌキ、アライグマ、ハクビシン、カラスを駆除対象鳥獣としております。町民への周知ということでありますので、町民の安全確保や農作物被害防止の観点から、野生の鳥獣に関して対象の周知を図ってまいります。

次に、2 点目、スズメバチ、毒蛇、熊など、人に害を加えるおそれのある動物の主たる駆除は行

政が行うのか何うについてですが、人に危害を加えるおそれのある動物、スズメバチ、毒蛇については、基本的には行政が駆除を行うものではありません。有害鳥獣であるイノシシや指定管理鳥獣に指定された熊については、鳥獣保護法に基づき、捕獲または駆除などの適切な対応をすべきものと考えております。そして、危害を加えるおそれのある生物、スズメバチ、毒蛇については、公共施設などに関してはこれまでも町が対応しておりましたが、個人が所有する土地や建物につきましては、民間の駆除業者を手配するなど個人で対応いただくものですが、駆除等の相談はいただきたいと考えております。

次に、3点目、人に危害を加える動物の出没に対しては緊急銃猟行為が必要と思うが、町の考えを何うについてですが、緊急銃猟については、令和7年9月1日に施行された鳥獣保護法の一部改正により、熊やイノシシなどの人に危害を加えるおそれのある危険鳥獣について、自治体の判断により緊急銃猟が可能となったところであります。しかしながら、緊急銃猟については、次の要件に全て該当する必要があります。1つ目としては、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入しているか。2つ目は、人への危害を防止する措置が緊急に必要なか。3つ目、銃猟以外の方法では困難である。4つ目、銃猟によって人の生命、身体に危害が及ぶおそれがない。こういった条件を確認した後、実施されることになっております。町といたしましても、熊などの危険鳥獣がいつ出没してもおかしくない状況であることは認識しておりますので、緊急銃猟についても盛り込まれる緊急対応マニュアルにつきまして、現在策定作業をしているところでございます。

次に、4点目の鹿狼山に熊など人に害を及ぼす動物が出没した場合、入山規制は町長が行うのか何うについてですが、鹿狼山に熊などの危険鳥獣が出没した場合であります。目撃情報などの情報収集をした上で、警察や有害鳥獣捕獲隊など関係機関と情報を共有し、併せて登山道入り口への看板設置や防災無線、防災メールにより、入山に対しての注意喚起をしているところでありますが、入山規制の実施については今のところ考えておりません。熊などの危険鳥獣が出没した際には、対応方針の決定や現場対応が迅速にできるよう、緊急対応マニュアルの早期完成に向け、取り組んでまいります。

次に、観光協会活動の役割についての1点目、新地町観光協会事業の取組について、町としてどのような支援及び期待をしているのか何うについてですが、町としましては、観光協会への支援として2点の支援をしております。初めに、人的な支援でございますが、観光協会運営に従事するために2名を派遣しており、観光協会職員と合わせて3名体制としているところであり、協会会員も協力しながら運営している状況にあります。さらに、産業振興課職員も事務局を担当していることから、観光協会の毎月の定例打合せに出席するなど、イベントや運営等に深く関与しておりますので、綿密に情報を共有しているところであります。このほか金銭的な支援として補助金を支出しているところであり、各種の事務費に充当しておりますので、一翼を担っていると考えております。以上により、観光協会の運営に支障がないように、一緒に観光事業に取り組んでいるところであり

ます。また、観光協会への期待ということでございますが、現在実施している観光案内所の運営や、県内外における観光PR、そしてイベント時における各種業務を継続して実施することにより、特産品の認知度向上やイベント開催の案内と紹介などにより、新地町が広く認知され、地域経済の活性化につながることを期待しております。今後も観光協会と連携しながら、当町の豊かな自然や資源を活かした観光施策を実施してまいります。

次に、2点目、新地町観光協会に緑地公園やキャンプ場の管理運営を託すべきと思うが、町の考えを伺うについてですが、新地町観光協会は現在3名体制で、観光PRやレンタサイクル、海釣り公園の運営をしているところであり、来訪者の観光案内の対応やギフトセットの販売、首都圏等への町の特産品PRなどを少数で対応しているところであります。このような状況の中、釣師防災緑地等の業務を加えて運営するには、運営のノウハウや、人力的、専門的知識などが必要であると考えておりますので、現在の体制ではこの運営は困難であると考えております。したがって、今後の課題として検討していきたいと考えております。観光協会の役割としては、町内の文化資源を効果的に、かつ持続的に活用できるように、主に町外に町の魅力を発信することであると考えておりますので、今後も各種イベント開催時の連携と、鹿狼山を拠点とした観光客誘致の仕組みづくりなどを検討しながら、さらなる魅力向上の情報を発信してまいります。

次に、3点目の海釣り公園に釣った魚を焼いて食するなど、付加価値をつけた施設を設けてはどうか伺うについてですが、海釣り公園は、年間約1万人が訪れる施設となっております。週末や祝日には多くの釣り客が訪れ、午前の部、午後の部を設定していることから、多くの釣り客で賑わっております。釣果は、火力発電所や温海水排出の恩恵により、小魚やプランクトンが集まり、それを狙うイシダイやヒラマサなどの大物が多く寄ってくることから、それを目的とした釣り客で賑わっているところでもあります。釣り客は、釣った魚を家に持ち帰り、腕を振るって家族サービスをしていると伺っております。また、この施設は、国や県の堤防を釣り公園の整備を目的として占用しており、釣りを目的とした最小限の空間で運営しているところでもあります。したがって、現在のところ、余分な空間はございません。釣った魚をその場で味わうという体験は、食育や観光面での付加価値を高めるご提案であると思いますが、海釣り公園内での新たな調理、飲食施設の設置については、衛生管理体制の確保や運営上の課題など、持続可能な維持管理の観点から、そのようなサービスの提供は考えていないところであります。今後も、釣り客に楽しんでもいただけるような各種イベントを継続して実施してまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 それでは、再質問させていただきます。

1点目の保護すべき動物、あるいは駆除する動物について再質問いたします。先ほどの町長答弁の中に、町として役場等に聞いてほしいという答弁だったかと思えます。そして、7年から9年度

に、これらについて町で対策本部でよろしいのですか、対策を検討しているという答弁であったかと思えます。ただ、町民に対する周知する一つ的手段として、こういったもの、例えばもう役場に電話欲しいということだけなのか、あるいは広報紙なりなんなりで、こういったことがあった場合には町に通報してください、あるいは先ほど町長の答弁にあったようなこと、例えば野生の動物には感染するような動物もいるので、そういったものには触らないで町に通報してほしいというようなことについて、町ではこれ広報紙か何かに載せているのでしょうか。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

町長の答弁にもありましたが、基本的に野生の生物に関しては触れないでいただきたいというのがまずあります。ただ、それがそもそもそういったことにつながると思いますか、周知しないと分からないのではないかというお話だと思うのですけれども、最後のほうの答弁にもちょっとあったのですが、対象の周知ということでしていきたいと考えておりますが、具体的に言いますと、広報紙なりなんなりに今後していきたいと考えております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 実は私も、ちょっと前にハクビシンがそういうところの山の付近で、普通だったら人を見れば逃げていくのだけれども、それちょっとなかなか逃げないといったもので、車止めて、見たら、けがしていた状態なのです。それで、町に電話したら、あの当時はハクビシンは何か保護動物みたいなもので、それを捕まえないでほしいというような町からの連絡があったように思います。その場で放したのだけれども、ところが傷ついている動物なもので、私としては放しなさいと言われたから放したのだけれども、家に帰ってきてから、あのハクビシン死んでしまったのかなとか何とかという、そういうような思いがありましたので、そういったことについてもやはり広報紙で、今課長言われたように広報紙でそういったものを出すというような件でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、スズメバチ、あるいは日々、特にマムシのような毒蛇、あるいは熊なんかも匹敵すると思うのですけれども、町としては対応できないと、個別に対応してほしいという答弁であり、またどうしてもというような場合には町に相談してほしいという答弁であったかと思えます。ただ、特にスズメバチ、これは熊なんかも昨年13名の方が命を落としたというようなことがありますけれども、日本で一番動物というか、そういったものに刺されたり被害があって死者が出ているのは蜂だそうです。熊とか何とかでなくて、蜂。後進国では、蚊が一番、死亡の原因になるのが蚊らしいのですけれども、日本ではスズメバチによる被害が多いということが書かれておりました。

そこで、特にスズメバチは人命に関わる重大な事故につながる危険性があります。これまで町に対して、蜂に刺された、駆除してほしいというような相談が寄せられたとした場合、どれぐらいの

件数が過去にあったのか、もし分かればお聞きしたいと思います。

○遠藤 満議長 大和田康浩町民生活課長。

○大和田康浩町民生活課長 スズメバチ駆除の問合せ件数でございますが、資料が手元にないため、はっきりとした数字は申し上げられません。ただ、スズメバチの問合せについては何件かやはり毎年ございます。やはりスズメバチについては攻撃性が強く危険なため、自分で駆除するのではなく、専門業者をご紹介します。

以上です。

○遠藤 満議長 5 番、吉田博議員。

○5 番吉田 博議員 スズメバチの駆除なのですが、これ大変素人では危険なことと思っております。今課長言ったように、業者を町で紹介しますよというお話でありましたけれども、それはそれで町の方向としてはいいと思うのですけれども、やはり高齢者のみの世帯、あるいはスズメバチとなると高所作業、あるいは危険な場所に巣を作ることが多いと思います。ですから、そういった家庭では、これらに対して退治するというのは困難なケースもあると思うのです。したがって、住民の安全安心を守る観点から、高齢者世帯に駆除の費用のある程度の負担をすとか、そういった支援策を検討すべきではないかと思うのですけれども、町の考えをお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 大和田康浩町民生活課長。

○大和田康浩町民生活課長 今ほどおっしゃいましたスズメバチ駆除の高齢者の方への支援という部分につきましては、今後もその状況等を踏まえていろいろと調査していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5 番、吉田博議員。

○5 番吉田 博議員 それでは、次の質問を行います。

先ほど町長の答弁の中に、緊急銃猟行為について、今自治体で緊急銃猟行為が可能になったという説明だったかと思います。当然銃を使うわけですから、4 点ほど、こういうようなことがあれば緊急銃猟として銃を使うのだという答弁がありました。その中で、現在マニュアルを作成しているという答弁がありました。いつ出るか分からないですけれども、マニュアルを作成している。大体この作成はどのぐらいの時間がかかるのか、もうすぐできるのか、これから先ちょっと長いのか、マニュアルの作成についてお伺いします。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局 ただいまのご質問にお答えします。

策定マニュアルの時期ですけれども、今鋭意作成中ではありますが、確かなことは言えませんが、間もなくできると考えております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 課長が間もなくと言う、その間もなくは、私は明日かあさってあたりできるのかなという意識を持っておりますけれども、なるべく早く職員が、あるいは町民が分かるようなスピードでやっていただきたいと思います。

それから、続いて、鹿狼山に人に害を及ぼす動物が出たときの入山規制ということでありまして、町としては入山禁止は考えていないという答弁がありました。どのような状況で、私もこういうときには入山規制すべきでないかということとは言えないのですけれども、入山禁止を考えていない理由について、もし述べるのであればお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

どのような理由でできないのかということでございますが、はっきり言えば法的なものです。憲法31条で自由を奪われないことというのが守られているということがありまして、そういったことも含めて、入山も、国なんかもそうなのですけれども、規制はしておりません。法整備をすれば、これは別な話になってきますけれども、現在も、昨年でしたか、鹿狼山に熊目撃情報みたいなのがちょっとありまして、立て看板等を置きまして、注意喚起ということで対応させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 大筋で町の考え方というようなことが分かりましたけれども、もう一点ですけれども、鳥獣の対策、そしてその相談窓口というお話があったように思いますけれども、これは、その窓口というのは全て電話でという、そういう考えでいるのでしょうか。熊が出た、何が出た、蛇が出た、スズメバチが飛んでいる、そういった危険動物を町民が思ったときに、こういうのいるのだけれどもというのは電話で、電話番号、それぞれの課にあるものですから、役場といたって、総務課が2111ですか、多分そういうことになるかと思うのですけれども、どここの課に電話下さいということになるのか、あるいはどこどこに来てほしいとか、どこに来てほしいとかというのではなくて、電話のみでの窓口という考え方でよいのか、これもう一度。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

産業振興課としましては、熊ですとか、イノシシですとか、先ほど町長の答弁にありました有害鳥獣と呼ばれているもの、農産物とかそちらに被害を与えている動物に関しましての被害状況とか、そういったものはこれまでも連絡はいただいているところであります。一方で、今先ほどの答弁にありましたスズメバチとかそういうものにつきましては基本的には町民生活課で対応という形になるかと思いますが、ただ、いずれにしましても、そういった担当違いであったとしても、電話

をいただければ役場では対応できると考えておりますので、そういったことでお願いしたいと思います。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 連絡窓口は、先ほど課長がお話ししたとおり、広報等で周知したいということでもありますけれども、その際にはよろしくお計らいをいただきたいと思います。

次に、観光協会事業の取組について、再度お伺いしたいと思います。観光協会に人的支援という形で2名の職員、それから協会から1名ということで、3名体制で観光事業を行っているというようなお話がありました。ただ、お話を聞いていますと、正直私は観光協会という組織に、町がもともと関係人口が多くなるような寄与する団体でないかという思いがありますけれども、私から見れば、何か町の期待どおりにはいっていない気がいたします。

そこで、1つのご提案なのですけれども、観光協会に2名の職員を張りつけているという話なのですが、やはり観光協会に、これこれこういう事業がこうだ、これこういう事業がこうなのだよという計画というものはちゃんとできているのでしょうか。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

観光協会につきましては、運営を年次計画というのを定めておりまして、それに基づいて行動していただいているという形になってございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 それでは続いて、観光協会に、事業運営にさらに有効な活性化をさせるためには、私はデジタル化による効率化を図るべきでないかと思うのです。そういったデジタル化によって、利用する人側とのいろいろな情報交換ができるというような関係人口の巻き込みとでも言えばいいのかなと思うのですけれども。そして、例えばデジタル化によって、新地に来て、鹿狼山登山したり、あるいは釣り公園に行ったりというようなのがそれぞれのスマホのマップに載るような、そういった仕組みというのは今現在あるのですか。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

デジタル化ということで、新地のマップ的なものを指していらっしゃるのかと思いますけれども、それにつきましては作成はしておりません。しかし、ホームページ等々で、観光地ですとか、観光地に限らず、食べるところとか、そういったものも載せておりまして、さらにはインスタグラムで、みたい新地というのですけれども、そちらで観光だけでなく、産業ですとか、そういったものも発信させていただいております。実際そういったものを御覧になられて町に来ていただいているとい

う認識でおります。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 今デジタル社会なんて言われていますけれども、若い人たちというのはやっぱりスマホなんかでぱっぱっぱっと調べるといいうのが多いみたいなので、もう少しそういったものに町としては移行するような形を取っていただければありがたいのかなと思います。

次に、釣り公園について、釣った魚を焼き魚にして食べるような施設ということを質問したのですが、やはり答弁の中では、釣りに来た人は家に持って行って、釣果を家族に見せながら食べるというようなことで、持ち帰りが多いというような話がありました。これまではそういったことが多かったと思います。改めて新地町の観光協会事業の役割についてお伺いしたいと思います。観光協会に緑地公園やキャンプ場、あるいは釣り公園等の管理を託して、1つのアウトドアのパッケージをつくるというようなことも一つのやり方ではないかなと私は思っております。例えば午前中は釣師の防災緑地において、そしてパンプトラックで遊んで、そして午後は釣り公園に行って釣果を楽しむ。そして、釣った魚は海鮮バーベキューをして、そして夜はキャンプ場で過ごす。そして、翌朝は鹿狼山でご来光を楽しむ。こういった1泊2日のプランを観光協会が主導してパッケージ化する。そして、これをふるさと納税の返礼品、あるいは旅行商品として旅行会社に委託販売するといったような、観光協会が町の支援を受けて補助を受けてお荷物になるということではなくて、独自で観光協会が稼げるような、そういった組織への移行、そういったものについての支援を私はすべきでないかと思います。このことについて町長のご所見を伺って、私の一般質問を閉じたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 非常に有意義なご意見ありがとうございます。

観光協会は独立した部分で実施をしていただいておりますが、全て町の予算でやっているのではなくて、やっぱり独立するときは独立するような体制にならないといけない。ですから、防災緑地公園も引き受けるなら引き受けるような体制づくりをぜひ、ここ1週間以内に観光協会の総会もごきますので、議員の皆さん方はそれぞれその会員でもありますので、そういった場所でもう一度意見を言っていて、やはり観光協会の自立心を湧き立たせていただければと。町も、それに応じてどのような支援ができるかを充分に考えていきたいと思います。貴重な意見、ありがとうございました。

○遠藤 満議長 これで5番、吉田博議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 2時17分 休 憩

午後 2 時 3 0 分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1 番、大内広行議員。

〔1 番 大内広行議員登壇〕（拍手）

○1 番大内広行議員 受付順 4 番、議席番号 1 番、大内広行でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは、一般質問の件名として 3 件、大項目として、コミュニティーバス事業について、I C T 教育について、U D C しんちについての 3 件を質問させていただきます。

1 件目、コミュニティーバス事業についてですが、本町では 2 年前より路線循環型で運行しているしんちゃんバスは、利用者が限定され、町民の移動ニーズに充分堪えられないことから、利用者数の低迷が続いているのは周知の事実でございます。一方、医療、買物、福祉サービスへのアクセスは町民の生活に直結する重要な課題であり、移動手段の確保は町民福祉の根幹であると考えます。全国では M a a S（モビリティ・アズ・ア・サービス）協議会の設置やデマンド型交通、チョイソコなど、新しい仕組みを導入する自治体が増えていきます。そこで、次の点について伺います。

1 点目、利用者が伸び悩むしんちゃんバスについて、今後抜本的な見直しを行うとしていましたが、見直しの方向性について町の考えを伺います。

2 点目、町民の福祉のためには、町民の足となる町内の移動手段は今後とも必要だと考えます。現状の路線循環型の限界を踏まえ、医療、商業、福祉を含めた移動課題を共有するための M a a S 協議会を設置してはどうか、町の考えを伺います。

3 点目、全国で導入が進むデマンド型交通、チョイソコ等の導入検討、実証実験を実施してはどうか、町の考えをお伺いします。

2 件目、I C T 教育についてですが、近年欧州、ヨーロッパでは、I C T の長時間利用が学力の低下や集中力の低下、さらには睡眠への悪影響につながるとの研究結果が相次いで示され、各国で学校 I C T の在り方を見直す動きが広まっております。本町におきましては、I C T の導入を早期に取り組んだ結果、全国的にも先進的な取組として高く評価をされてきました。しかしながら、導入から数年が経過した現在、I C T 環境の充実が必ずしも学力向上という本来の目的に充分結びついていないという課題も見えてきております。こうした状況を踏まえれば、I C T 教育の成果と課題を改めて総括し、利用時間、活用目的、そして授業のデザインの在り方を再検証する段階に来ていると考えます。そこで、次の 5 点について伺います。

1 つ目、本町の I C T 教育の成果と課題の総括について。

2 つ目、学年別利用時間のガイドラインの策定について。

3 つ目、学力向上に資する重点教科への I C T 活用の集中について。

4つ目、授業デザイン研修の強化について。

5つ目、家庭との連携とデジタルディバイド対策について、町の見解をお伺いいたします。

3件目、UDCしんちについてです。町では、令和元年、2019年に、東京大学をはじめとする公民学連携、公民学の多様な主体と連携したまちづくりを進めるため、UDCしんちを設立しました。震災復興から創造的な地域づくりへとかじを切る中で、公民学が協働し、地域課題の解決や新たな価値創出に取り組むことを目的としてきたものだと考えております。これまで大学等による調査研究や技術支援、民間団体による地域活動やイベントなど、学と民の領域では毎年一定の成果が積み上がってきていると考えています。一方で、行政としての関与や支援の在り方、組織の活用方針、将来像については、住民から見えにくい状況が続いています。公民学連携の枠組みを保ちながら、公としてどのように発展させていくのかが問われているのではないかと思います。

そこで、新地町では、UDCしんちの組織や参画団体等への支援、活用等について、どのような姿勢で取り組み、また発展させていくのか、町長の考えをお伺いいたします。

大項目として3件、小項目として9件となります。よろしくお願いいたします。以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 1番、大内広行議員の質問にお答えをします。

その前に、質問の2のICT教育については、担当部長が非常に明るいというと思いますので、そちらから回答させていただきます。それ以外について、私から回答させていただきます。

初めに、コミュニティーバス事業についての1点目、利用者が伸び悩むしんちゃんバスについて、今後抜本的な見直しを行うとしていたが、見直しの方向性について、町のことを伺うについてですが、しんちゃんバスについては、令和6年7月より運行を開始しました。運行開始以降、1日当たりの利用者数は平均して3名程度にとどまっており、このままの運行形態を維持するだけでは事業の存続が困難であると考え、令和8年1月に利用者の増加や財政負担の軽減を図るため、見直しを行いました。利用者の増加については、利便性向上に向け、路線上で自由に乗り降りできるフリー乗降制度を導入いたしました。また、財政負担の軽減については、医療機関の休診日の状況等を考慮し、日曜日を運休日にする事で経費の圧縮に努めてまいりました。これらの見直しにより、利用者数の増加や経費削減が多少図られたものの、抜本的な解決には至っておりません。今後、さらにしんちゃんバスの見直しを進め、運行経路や時刻表の見直し、停留所の増設等に取り組んだとしても、現在の利用状況等を鑑みますと、効果は極めて限定的であり、抜本的な解決にはならないと考えております。現在、庁内会議では、今年度末のしんちゃんバスの運行廃止も含め、検討しているところであり、今後開催する新地町地域公共交通会議に町のことを説明してまいりたいと考えております。

次に、2点目、町民の福祉のためには町民の足となる町内の移動手段は今後も必要だと考える。

現状の路線循環型の限界を踏まえ、医療、商業、福祉を含めた医療課題を共有するためのM a a S協議会を設置してはどうか、町の考えを伺うについてですが、国土交通省のM a a S推進ホームページによれば、M a a Sとは複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索、予約、決済を一括で行うサービスであり、観光、医療などの目的地における交通以外のサービスとも連携し、移動の利便性向上や地域課題の解決に資するものとされています。町民福祉の向上のためには、医療機関への通院、商業施設での買物、福祉施設の利用など、日常生活に必要な移動手段の確保は重要な課題です。現在、町内では、しんちゃんバスのほか、民間の鉄道、高速バス、タクシー事業者が運行しております。民間タクシーを利用される町民には、対象となる方に対し、しんちゃんタクシーとして運賃の一部を助成しております。町内においては、このような公共交通が運行されておりますが、町民や町外からの来訪者のニーズに細やかに対応するには限界があると考えております。町では、新地町地域公共交通会議を設置し、交通事業者、関係機関、学識経験者など多様な関係者が参画し、町の交通施策について協議をしております。M a a S協議会設置についてのご提案ですが、今後、医療、商業、福祉を含めた当町の移動についての課題を整理していきながら、先進事例の取組等について情報収集をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目、全国で導入が進むデマンド型交通、チョイソコ等の導入検討、実証実験を実施してはどうか、町の考えを伺うについてですが、全国の自治体で取り組まれている公共交通対策については、デマンド型交通、タクシー運賃助成、ライドシェアといった自家用車活用事業などがあり、それぞれの地域の特性に合わせ実施しております。先ほどの質問にもお答えしましたが、現在当町におきましては、しんちゃんバスの運行廃止も含めて検討しており、それに伴い、しんちゃんタクシーの利用拡大を図ってまいりたいと考えております。よって、デマンド型交通、チョイソコ等の導入検討、実証実験については、今のところ実施する予定はありませんが、引き続き住民ニーズや当町を取り巻く状況の変化に合わせ、今後どのような公共交通施策がいいのか、ご提案いただいた案も含め、広く情報収集、研究してまいりたいと思います。

次に、UDCしんちについて。町は、UDCしんちの組織や参画団体等への支援、活用等について、どのような姿勢で取り組み、または発展させていくのか、町長の考えを伺うについてですが、UDCしんちは公民学の組織ということですが、私はこの組織ができたときには学民公と言いました。公が先頭で引っ張るのではないということも話をさせていただきましたが、そういった公民学の組織が連携し、運営することにより、新地町、新地町観光協会、新地町商工会、東京大学、国立環境研究所の5団体を中心に、関係する団体等が協働でセンターを運営しております。UDCしんちは、地域住民が主体となって持続可能なまちづくりを進めるための大切な拠点だと考えております。この施設は、単なる建物ではなく、住民参加による人材育成のほか、各地域づくり団体や大学生、地域住民との連携、交流、情報交換の場としても機能しております。町といたしましては、公民学連携の力を活かし、新地町においてまちづくりに係る研究や実践、地域人材育成が行われ、

その成果を幅広く活かしていくための拠点として、UDCしんちを活用してまいりたいと考えております。

実際の取組を紹介しますと、これまで2回、UDCしんち主催による新地町中高生・夏の学校が東京大学柏キャンパスや本郷キャンパスで開催され、町内在住の中高生22名が参加いたしました。現地で実際の大学教授から生の講義を受けるなどの体験により、参加した子どもたちには貴重な経験となり、将来の町を担う人材育成に大きく寄与されているものと考えております。また、地域住民による活動への支援についても、地域食堂などの取組が生まれてきており、このような住民主体の活動こそが地域の活力を生み出す源となるものと考えております。町といたしましても、UDCしんちの目的である地域人材育成と住民による活動の支援について、UDCしんちの構成団体の一員として、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。第6次新地町総合計画後期基本計画に掲げた、住民力を活かすまちづくりの推進に向けて、協働によるまちづくりと町民参画の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

〔泉田晴平教育長登壇〕

○泉田晴平教育長 それでは、私から件名2、ICT教育について。欧州では、ICTの長時間利用が学力低下や集中力の低下を招くとの研究結果が示され、各国で学校ICTの見直しが進んでいる。本町においても1人1台端末の整備から数年が経過し、利用時間、活用目的、授業デザインの在り方を再検証すべき段階にあると考えるが、以下の点について町の考えを伺う。

まず、その1点目であります。本町のICT教育の成果と課題についてですが、本町においては、平成22年度以降、1人1台端末の整備に取り組み、全国に先駆けて授業内での活用を進めてまいりました。成果といたしましては、子どもたちが自らの考えを即座に共有し、多様な意見に触れる中で思考を深める協働的な学びが日常化している点が挙げられます。令和7年度全国学力・学習状況調査において、89.1パーセントの町内の児童生徒が、課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組んだと回答しており、全国よりも約9ポイント上回っております。また、データを活用した小テストや振り返り、AIドリルの活用により、児童生徒の学力や理解度に合わせてAIが最適な問題を自動で選んで、一人ひとりの習熟度に応じた個別最適な学びの土台も構築されつつあります。一方、課題といたしましては、文字を書く、読むといったアナログな学習活動とのバランスの最適化が挙げられます。これからも、これまでの実践データを分析しながら、自ら学ぶ力の育成へとつなげてまいります。

次に、2点目、学年別利用時間ガイドライン策定についてですが、本町では一律に何分までと1日の利用時間を制限する時間制限型のガイドラインの策定は考えておりませんが、タブレット活用のしおりというものを策定しており、その中でタブレット学習のルールの一部として、30センチ以

上目を離すことや、30分使用したら目を休めたり、遠くを見たりすることを定めております。一律の制限は、児童生徒自らが学びをコントロールする自立した学習者の育成を阻む可能性があるためでございます。重視すべきは、時間そのものよりも、どのような目的で、どう活用しているかであります。発達段階に応じて、児童生徒自らが健康や学習効率を考慮して端末利用をコントロールできるセルフマネジメント能力を育てるためのマイルールづくりや、授業内での適切なインターバルを確保して、健康の保持増進に向けた実践力向上につなげてまいります。

次に、3点目、重点教科への活用集中についてですが、ICTの活用は、全ての教科において一律に均等に行うものではなく、評価の特性や学習の狙い、児童生徒の状況に応じて最適なバランスで活用するべきであると考えております。各教科、単元において、ICTを活用することで圧倒的に学習効果が高まる場面を見極めることが重要です。全てをデジタルに置き換えるのではなく、五感を使う体験活動、ノートへの記述、対面での議論といった従来の優れた教育実践とICTの強みを効果的に融合させることで、各教科の学びをより深く探求的なものへと進化させてまいります。

次に、4点目の授業デザイン研修の強化についてですが、1人1台端末を効果的に機能させ、児童生徒自らを自立した学習者として育成するために重要なことは、教員の授業デザイン力の向上です。教員一人ひとりが個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、児童生徒の探求的な学びを伴走者として支えることができるよう、授業デザインに特化した研修を強力に推進しております。毎年11月に開催している新地町ICT活用発表会では、小中学校合わせて12の授業を提案し、他地区への波及的役割を果たしているところであります。今後も、授業内での指導や伴走支援などの能力を育成し、どの学年、教科においても質の高いICT活用が活用教育が展開できるよう、指導体制の一層の強化を図ってまいります。

次に、5点目の家庭との連携とデジタルディバイド対策についてですが、ICT教育の効果を最大化し、かつ安全に推進するためには、学校と家庭との緊密な連携、そして誰一人取り残さない環境づくりが不可欠であります。家庭との連携におきましては、1人1台端末活用による学びの変革についての理解を深めるために、新地町タブレット端末活用のしおりを保護者へ配布し、家庭でのマイルールを保護者と共に共有する機会を設けております。あわせて、SNSトラブルや依存傾向を防ぐため、保護者対象の情報モラル講習会などを定期的で開催し、学校と家庭が同じ歩調で安全に子どもたちを見守る体制を構築しています。また、デジタルディバイド対策につきましては、家庭間での経済的な理由や地理的な要因によって子どもたちの学びに支障が生じないように、引き続き努力してまいります。

以上でございます。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 回答ありがとうございました。それでは、私から再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目のコミュニティーバス事業についてのところでしたが、見直しの方向性についてというところでは、今年度末に廃止を含めての検討というようなお話がございました。実は、これ私、一般通告作った後に、事業者さんからちょっと聞いたのですけれども、3月の打合せの際に、会議が終わった後に、次年度、要は令和9年度と思うのですけれども、しんちゃんバス、廃止するよというように言われたと聞きました。これは事実でしょうか。確認したいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

町としてそういったことで事業者の方に、やめるよといいますか、そういったことも含めて検討していきますということで、事業者にはやっぱり早めに方向性というか情報提供すべきだと思って、そういったことで話はさせていただきました。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 これから検討していくということですので、廃止前提というわけではないとは思ってはいるのですが、やはり今年度って3年目というところですよ。事業者さんとすれば、それなりに人を確保し、機材を確保し、事業を行っている。さらには、事業の中身については毎年見直しがされていて、コストダウンをしていると。せっかく受注したこのしんちゃんバス、毎年契約はしたものの、見直しが行われ、事業が縮小していく。すごく不安な状況にあると伺っています。廃止を含めということであるのですけれども、今後それ以外の交通として、先ほどタクシーとありましたが、それ以外に、弱者、もちろん高齢者も含めてですが、子どもも含めた公共交通というものは何かお考えなのでしょうか、伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど町長から答弁させていただきましたけれども、今、町の庁舎内の会議の中では、しんちゃんバスの廃止と、併せましてしんちゃんタクシーの助成制度の拡充、そちらも併せてやっていきたいと考えてございます。今考えているのはその部分であります。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 しんちゃんバス以外のところでは、しんちゃんタクシーということですが、利用者拡大、助成拡大ということですが、今現状65歳以上の方々に対するチケットですが、それ以上に年齢等を拡大していくということでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、70歳以上ということで事業を実施しております。その部分の対象年齢の拡大と、そうい

った部分、そのほかも今含めて検討しているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1 番、大内広行議員。

○1 番大内広行議員 このしんちゃんバスなのですけれども、もう当初から路線循環型というものについては課題があるよというような話が出ていたかと思います。実際に過去の前回3月の議会の人に質問させていただいた後に、平成24年度と、あと平成26年度のコミュニティー公共交通に関する可能性調査、もしくは実証実験の調査報告書というものを頂きました。その中でも、既にその時点で、平成24年度の報告書の中ではということで、抜粋でありますけれども、誰でも自由に便利に利用できる地域公共交通の整備を望むというようなことが報告書の結果報告として書かれておりました。平成26年度の報告書につきましても、利用者ニーズで走るデマンド交通が有効というものが書かれておりました。また、そういった機運を盛り上げていく。多分こういったのは、使うための理由といいますか、事業、イベントとか、そういったものだと思うのですけれども、機運を盛り上げていくのも必要だと書かれておりました。こういった、過去において実証実験、または可能性調査というものを行われているのにもかかわらず、路線循環型のしんちゃんバスを取り入れたというのは、何か本当になぜこのようなバスを取り入れた、理由というのは何なののでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

しんちゃんバスとしんちゃんタクシー、併せて事業をデマンドしんちゃんGOから変えたわけがありますけれども、しんちゃんバスにつきましては、町民の方の日常の足として、商業施設でのお買物、それから医療機関の通院、そういった部分を想定しました。そちらの部分については、主に町民の方なのですけれども、それ以外にも町外から来た来訪者の方の二次交通手段という部分も非常に大切だと思っての制度を実施したところでございます。当時、デマンド交通をやっていた頃は、町内ではデマンドが走っていましたが、それ以外のタクシーとかバスとかは一切走っていないという状況があって、議会の一般質問からも、例えば新地駅で降り立った町外の方が、全くタクシーもバスもない、どこにも行けない、町として行政として何か考えるべきではないかという質問も随分ありました。そういった部分も含めて、町といたしましては、こういったことで路線型のしんちゃんバスという部分もタクシーと併せて実施をしたという部分でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1 番、大内広行議員。

○1 番大内広行議員 そういう理由のところはあるのですが、今回私からは、デマンド交通チョイソコというものを、日本全国見ますと導入がいろいろ進んでいるような状況です。その中で、導入の検討、実証試験を実施してはどうかという提案をさせていただきました。今は考えていないということですが、ニーズを確認しながら進めていきますということでした。執行部では、このデマンド

交通チョイソコと、その他デマンド交通に関する調査というものは行っているのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

先日議会で視察に行っておられたということで、資料も頂いて、勉強させていただき始めたところであります。具体的に今までその部分をチョイソコを研究していたかという、しておりません。情報収集はこれからとなります。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 私の考えではあるのですが、やはり今のしんちゃんバスに課題があるという認識があると。それで事業の中身を少しずつ変えていると。でも、実際にニーズに合っていないということを課題として挙げているのであれば、もう既にいろんなところの事例検討されていて、それを導入できるかどうかというある程度の結果が出る、もしくは比較検討して、この結果、今の事業形態もしくは新たな事業形態を考えていきますというのが本来だと思うのです。なので、この一つひとつ、しんちゃんバス、これから廃止に、廃止ということではないのでしょうかけれども、含めた検討していきますということですけども、それに並行して新たな交通、全国での交通を研究して、いいものを探していこうとしないのか、それがすごく不思議だなと思っています。何か言い方悪いですけども、もう3年間やってみて、お金使ってみたけれども嫌だ、やめそうですみたいな感覚でいるようにも思うところがあります。ぜひともこの地域交通、しんちゃんバスといいますか、自由に乗れる公共交通というのは必要なだろうなと思います。今年度、まだ時間ありますので、これから研究していただいて、廃止というわけではなくて、新たな新交通、検討していく考えはございますでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど私答弁いたしましたけれども、チョイソコの部分はこれから情報収集して行って、今まで研究していないと話しておりましたけれども、それはチョイソコの部分でありまして、広くデマンド交通とか、そういった部分は情報収集とかはやってきたつもりでございます。いろんな運行形態のやり方については、やっていたつもりでございます。その結果、今までデマンド交通をやってきた新地町、もう経験しておりますので、そういった部分も考えて、町としてはしんちゃんバスを廃止をして、タクシー助成制度の拡充をしてはどうかという部分で今検討しているという部分でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 それでは、併せてですけども、2番目の質問にありましたM a a Sの協議会

につきましてです。こちら情報収集していくということでしたけれども、これは町内の医療、商業、福祉を含めたいろんな関係者が集まって協議会をつくると。それが、先ほど回答にもありましたとおり、地域のあらゆる移動手段をデジタルでつないでサービスを提供していく仕組みであるというところだと思います。例えばこのM a a Sの協議会についての調査というものはやられているのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

M a a S 協議会設置について、これについてはいろんな研究とか情報収集というのはこれからやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1 番、大内広行議員。

○1 番大内広行議員 人口減少、あと高齢化も進んでいくこの新地町。福祉、公共交通というのは住民を支える生活の基盤と私は考えています。やはり先ほど午前中の質問でありました牛坂議員の話の中に、政策に辺地つくらないという話がありました。ごもっともだなと思ひまして、今回しんちゃんバスについては路線が決まっています、大分距離が離れたところも含めて使用できない人が多いというところがあるので、この辺についてはもうちょっと考えていただいて、新たな新規交通、検討していただければと思います。まず1 番目のものについては終わりたいと思います。

2 番目に移りたいと思います。I C T 授業ですけれども、こちらについて成果と課題の総括についてということで先ほどありました。もう一度確認したいのですが、このI C T 導入した結果として、学力向上という部分は図られたか図られないかという部分についてはどうでしょうか。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 I C T 活用、本町では数年前ということでありまして、平成22年度からもう15年取り組んでおります。全国に先駆けてというのはもうそのとおりでありまして、その後、今国で取り組んでいるG I G A スクール構想1、今第2 期になりましたけれども、そのほぼほぼ我々新地町で取り組んでいる学校教育のI C T 活用が、もう基盤というか、そのものがもう参考として国でG I G A スクール構想につながっていると、そういう認識、我々は自負をしております。その中で、学力向上にどの程度役に立っているのかということでありまして、こちらは、近年のこれ結果でありますけれども、毎年小学校6 年生と中学校3 年生を対象とした全国学力・学習状況調査、あとは我々では福島県が独自に小学校4 年生から中学校2 年生まで、福島県の学力状況調査、あとは新地町独自の小学校1 年生から中学校3 年生までの学力調査、様々学力調査を行いながら、子どもたちの学力がどの程度定着しているか、身につけているのか、あるいはつまづいているのか、そこで課題がどうなのか、そこにI C T 活用というものがどう関わっているのかということは、これは総括ということではなくて、日々学校現場と情報共有しながら、町と学校現場では学力向上推進

協議会というものを組織をして、教育委員会と学校で定期的に、これ大体学期ごと1回ずつになりますけれども、それと併せて、ICT活用協議会、これも学校と教育委員会、あるいはそこには業者も入っていただいていますけれども、ほぼ同時期に、年3回、それぞれICT教育と学力向上はどうつながっているのか、つながっていないのかというのを日々分析、解決の方向を議論しております。

その中で申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、学力というよりは、まずはここの成果であります。子どもたちが自ら発言したり積極的な姿勢を見せているというところが大きな成果でありますけれども、学力面でいうと、先ほどの各調査の中で申し上げますと、新地町と全国あるいは県平均と比べますと、若干足りないところがあります。その若干というのは、実際問題数にすると1問であります。1問できたかできないか、各教科ほぼ同じ結果になっていますけれども、算数、国語、理科、社会、それぞれ分析しますと1問です。1問できたかできないかで平均に至っていないというところです。ただ、これは、例えば昨年だけが足りなかったのかとか、たまたまだったのかとか、そういうことではなくて、ずっとそういう傾向が続いているのです。という、やはりそこは学校現場において、ICTを全て活用した上でそうなっているのかということと、従来型の紙ベースあるいは板書ベースも含めてですけれども、そういうところとどうつながっているのかというところは、日々今分析、検討しているところでありますので、先ほど申し上げたとおり、授業デザイン的なところにもなりますけれども、何に優れた効果が得られているのか、どこが足りないのか、あるいは教科、学年もそうです。そういうところを日々研さんしながら、確認をしながら、子どもたちが自ら学ぶ、それで学力が定着する、向上というよりはまずは定着だと思っております。その基本的な部分をICTを活用してどう活かしていくのかというところは課題かなというところで考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 今教育長から日々確認をしているというところではあるのですが、恐らく子どもたちは、もう最初からタブレットを与えられて使うものだよと、そして考えること、あとは協働的な学びというところを教えられているので、そうなのだろうなという。前提条件がなく、前提に考えることがなく、そういう教育をされてきているのではないかなと私は考えていて、そこに学力がついてこないのは何なのかというのはずっと思っています。それは、保護者の方からも言われていて、ICTイコール学力向上で悩んでいないのって単純な疑問が投げかけられるのです。ということは、ICTではなくて、違うことをやらなければいけないのではないのですか。そこに何かフォーカスしなくてはいけないのではないのかなと最近思ってきています。ただ、ICT授業を否定するものではないです。それはもちろん素晴らしいことですし、データとして、日々子どもたちの学びを全て分かるので、データ化もできるので、問題はないと思っていますが、その1問という

ところを、これまでも予算委員会であるとか決算委員会でも子どもたちの学力向上に努めてくださいねという話がある。それをできていない。その部分についてはどうお考えでしょうか。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 子どもたちが前提としてもう既に小学校入学時からＩＣＴ機器を使って学んでおるというところの中で、ではこれどうやったら学力を定着させるのか、あるいは伸ばしていくのかというところでありますけれども、これはＩＣＴ活用にかかわらず、やっぱり先生方の授業力というものがやっぱり一番大きな要因だと思っております。特に今、もう2020年代以降ですけれども、個別最適な学びというものがうたわれております。ということは、誰一人取り残さないような、そういうような教育をちゃんと義務教育の中で行ってくださいよと。以前は、ご存じのとおり、いわゆる一斉授業というものです。教科書を使って、読んだり、あるいは板書をしたりと。それが子どもたちにとってみると、できるかできないか、理解しているかどうかというのは、もうなかなか把握できないで、もうどんどん、どんどん進んでいくと。そういうような授業でありましたけれども、もう今は個別最適な学びということで、誰一人取り残さない。多種多様な子どもたちに対応すると。そういう中で学力向上というものにどうつなげていくかということ、そこは今もう私もよくいろんな場で申し上げますけれども、既にＩＣＴはもう教育インフラの一つであると考えておりますので、使わないということはないと思っています。ただ、使い方、どのような場面で一番効果があるのかというところでありますので、どんな活用の場面が一番効果的なのか、それはやっぱり先生方と日々やっぱりその検証をしながらというところで考えておりますので、そこはもう我々教育委員会事務局、特に指導主事を中心に、各学校を訪問しながら、足りていないところ、そこをやっぱり個別の先生方一人ひとりというのもそうなのですが、やっぱり学校全体として、校長をはじめ、どういう認識で学力の定着、向上を意識しているのか、そこでＩＣＴをどう使ったらいいのかというのがやっぱりちょっと足りていないところだと思っていますので、そこを昨年度からですけれども重点的に取り組んでおると。ただ、学力の向上は、すぐに成果として、見えにくいところでもあります。子どもたち一人ひとりのまず学年が経過した中で、どう定着しているのか、どこでつまづいたのかという、そういう分析、そこがまず大事なかなと思っていますので、そういう一人ひとりの学びの質というものをちゃんと検証した上で前に進んでいきたいと思っています。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 ＩＣＴ教育の中で、教育長からいろいろ今取り組んでおられること、伺わせていただきまして、ありがとうございます。今話のあった授業力というところについては、これが4つ目の授業デザインの研修、強化というのものにもつながってくるのかなと思っています。授業デザインの研修、先ほど強化を図っていますということですが、具体的にはどのような形で進めているのか、教えていただければと思います。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 先ほどの答弁の中でも、各先生方の発表の場、毎年11月にICT活用発表会を行っています。これ全小中学校、各校3授業ぐらいずつを毎年ピックアップをしております。全て毎年違う教科、違う先生方が、授業力向上ということで発表してもらっておりますので、当然その中で、ほかの学校の先生方、大体毎年200人ぐらい来ていただいていますので、そこでやっぱりこれはよかった、ここが足りなかった、ここはすばらしい、いろんな意見がありますので、そういうところから授業力の向上につながるようなヒントというか確認をしております。

あとは、ICT活用協議会、先ほどちょっと触れましたけれども、こちら年3回、学力向上推進協議会と併せて、もうほぼ同程度の回数でやっておりますので、そこでどのような取組を具体的に各学校が行っているのか、そこはただ単に掛け声だけではなくて、我々教育委員会からも数値的な目標とか、そういうところも当然具体的に示した上で、課題解決に取り組んでくださいと。何が足りないのか、うちの学校、小学校は何が足りないのか、どこが足りているのか、子ども一人ひとりについても、どこがつまずいているのか、学年、教科によって様々でありますけれども、そういうところを一つひとつ、学校全体としてまずは確認をすると、そういうところが必要なのだらうと思っておりますので、掛け声だけではなくて、具体的な数値の目標も含めて、それに対しての改善、措置、そういうものをきちっと行ってもらって、そこをまず教育委員会でも確認をしながら、指導、助言を日々行っているというところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 ありがとうございます。毎年行われている学校での全国に向けた教育者向けの研修会といいますか、そちらについては、私も実は少し参加しながら見させていただいておりました。その結果を、すみません、教授の名前忘れましたが、教授が総括して、最終的にこういうことの授業デザインも含めてすばらしいですねというような評価をしているのも拝見させていただいていました。ICTに関しては、新地町すばらしい取組をしているとは思っております。ただ、学力向上という部分については、やはり多分永年の課題になっていくのだと思いますが、引き続き取り組んでいただければなと思います。ICT関連については以上といたします。

次に、3番目のUDCしんちについてです。こちら先ほど答弁の中で町長が少し強調してお話した、私は公民学という話をした際に、学民公だとおっしゃられました。そうしたその理由はどうか含めてですが、公、要は新地町はUDCしんちの中で本当にどのような役割をしていくのか、何か明確になったものってあるのでしょうか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 先ほど公民学ということでありましたが、まずここにUDCしんちが導入された経過もあるのだらうと。これは、東大とか、国環研とか、いろんなところが先頭に入ってきてやって

いますので、それらを含めると、あと人材教育となれば、行政ではやるのではないのではないかと。そういうこともありましたので、学とか、そちらが前に行って引っ張っていただけないかと、そういう思いで公はついていくと、取りあえず。その中でどういう支援ができるかと、そういうことを考えながらやっていくのが今のところの公だと、新地町の立場上。そういう思いでありますので、田舎だがゆえに、公がどうしても前に出るというのはあるのですが、通常はそうではなくて、いろんなところの知識がある学が前でいいのではないかと私は思っています。前後があってもいろいろありますが、公が一番前だと言われると、それはちょっとねという、そういうあれはあります。この事業自体がそうだったと私は思っています。公が一番最初にやるのだというのではない。学と、あとは民間の部分で、新地町にこういう事業を導入しながら、人材の育成を含めて、あと地域の活力を出していくのだということでもありますので、そういった思いでやっているということでもありますので、その辺も含めてご理解いただければと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 1 番、大内広行議員。

○1 番大内広行議員 UDCしんちというわけではありませんけれども、日本全国でUDCイニシアチブに基づいてUDC、アーバンデザインセンターが設立されております。執行部で今現在UDCの組織がどのぐらいあってというのは把握しておりますでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

ちょっとその部分の細かい資料は持ち合わせておりませんでしたけれども、30弱、28ぐらいだったかと思ってございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1 番、大内広行議員。

○1 番大内広行議員 今、UDCの設置箇所についてですけれども、実際、現状28箇所です。2月時点で30ぐらいの設立経過がありました。その中で2箇所閉鎖しているということで、28だったと私も記憶をしております。ただ、その2箇所の閉鎖されているところというのは、表には出てきておりませんが、やはりその活動の中身が、学であったり民であったりがやろうとしていたところがうまくいかなくて閉鎖されたような感覚で聞いたことがございます。今現在行われて28、全てではありませんけれども、やはりその自治体の方の関わり方によって、発展しているか発展していないかというのはやはり見えてきていると伺っています。そこ、成功事例としては、今、行政主導でやっているところの例が多いという認識でいました。今、先ほど来話していますが、共同運営という形を捉えてはいますけれども、本当に責任の所在という部分が不明確になっているのではないかな、だからお互いに学はこうだ、民はこうだ、公はこうだと、それぞれに考え方が違ってくると、うまく運営していけないのではないかなと感じています。やはりUDCしんち、せっかく組織がある。

駅前に設置されていますけれども、今現状、人がいない。通常人がいないということで、ほぼほぼ開けられていない。やはりまちづくりというものは、いつでも相談できる態勢というものを整えていくべきではないかなと思いますが、執行部側はどうお考えでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今年度になって、今、実際に常駐の方はいらっしゃるということで、その部分についてはUDCの中でも課題と思っていますし、町としても課題とは認識はしてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 課題を認識されているというところです。そこで活動している民間の団体、約6団体あるとは聞いた気がします。その団体もすごく困っていて、どう活動をしていく、自分たちはそれなりの目的があってやっているというところであるのですが、やはり自治体側が何も取り組んでくれない。相談しても、何かいい回答来ないということがあって、すごく疑心暗鬼になっている団体さんもあります。そういうことを考えれば、この団体を構成している公として、やはり人的、金銭面的というのは支援が必要かと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

人的支援がどうかということもありますけれども、今活動している方がそういったことで疑心暗鬼になっていらっしゃるということであれば、町は構成団体の一員ではありますけれども、UDC、参画している、実際運営している自治体でありますので、その部分については大変申し訳なかったなと思ってございます。そういったことがないように、よくお話を聞いて進めていけるようにしたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 やはりこのUDCしんち、設置された経緯含めると、まちづくりをしていく。そこに民間、そのほかの団体さんが徐々に入ってくる。学はデータ蓄積がありますので、大学はいろんな知見を基に、こんなことどうだ、あんなことどうだという提案をして。それが、行政側が仕組みとして考えて、それを民間に手伝ってもらう。そういった循環が本来の姿であるのではないかなと思っていますので、ぜひとも町、企画政策課さんにつきましては、いろんな団体さんが入っています。先ほどもあったとおり、地域食堂もありますし、あとコモンズしんちさんもありますし、それ以外、ガオリンピックさんもあります。そういった団体の活動にぜひとも目を向けて、実際に参加してみて、どういう支援が必要なのかというものを考えていただければと思います。

以上をもって質問を終わります。ありがとうございました。

○遠藤 満議長 これで１番、大内広行議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 ３時２８分 散 会

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 8 年第 3 回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて
(新地町税条例の一部を改正する条例)
- 第 2 議案第 23 号 新地町税条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 24 号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 25 号 大戸浜排水機場ポンプ整備工事請負契約について
- 第 5 議案第 26 号 立田川橋側道橋整備工事請負契約について
- 第 6 議案第 27 号 財産の取得について（新地町立小学校学習者用端末購入契約）
- 第 7 議案第 28 号 令和 8 年度新地町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 8 議案第 29 号 令和 8 年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 9 議案第 30 号 令和 8 年度新地町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 10 陳情審査委員長報告
- 第 11 意見書（案）について
- 第 12 閉会中の継続審査の申し出
- 第 13 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（１２名）

１番	大	内	広	行	議員	２番	村	上	勝	則	議員
３番	牛	坂	毅	志	議員	４番	寺	島	博	文	議員
５番	吉	田		博	議員	６番	八	巻	秀	行	議員
７番	三	宅	信	幸	議員	８番	寺	島	浩	文	議員
９番	菊	地	正	文	議員	１０番	井	上	和	文	議員
１１番	水	戸	洋	一	議員	１２番	遠	藤		満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	堀	武
副町	長	岡	崎	利光
教	育	長	泉	田
総務課長兼 会計管理 者		佐	藤	武志
企画政策課長		小	野	和彦
税務課長		八	巻	仁志
町民生活課長		大	和田	康浩
保健福祉課長		佐	藤	茂文
産業振興課長 兼農業委員 会事務局長		加	藤	伸二
都市建設課長		岡	田	健一
教育総務課長		中	津川	秀樹

職務のための議場出席者

事務局	長	大	堀	勝	文
書	記	千	葉	奈	菜
書	記	荒		萌	生

午前 10 時 00 分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎議事日程の報告

- 遠藤 満議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎議案第 22 号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第 1、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（新地町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。
これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。
これから議案第22号についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（新地町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第 23 号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第 2、議案第23号 新地町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第23号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 新地町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第3、議案第24号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第24号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第4、議案第25号 大戸浜排水機場ポンプ整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第25号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 大戸浜排水機場ポンプ整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第26号 立田川橋側道橋整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第26号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 立田川橋側道橋整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第27号 財産の取得について（新地町立小学校学習者用端末購入契約）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 昨日もICT関連の議論がございましたが、本会議ですので、改めて私から質問をさせていただきます。

今回GIGAスクール構想で、県の共同調達によって、プロポーザルによって、随契で昨年、今年、来年と3か年でこの方針が完結をするということでございます。ICT機器1人1台端末、特にこの新地町の場合は公務と連携しておりますから、非常に全体の先進的な取組ということで評価もあるのですが、最近いろいろニュースを見ておりますと企業の情報漏えいの問題がクローズアップされております。いろいろシステム上、いろんな形で情報漏えい対策されておると思いますけれ

ども、公務連携をしている以上、子どもの情報は絶対漏らしてはならぬというような取組が大事かと思いますが、情報漏えい対策についてお聞かせください。

もう一つは、機器を更新するに当たり、それを取り扱う人間、先生方でしょうけれども、いわゆるヒューマンエラーの問題がございます。原子力でも病院でもヒューマンエラーの問題がやはり大きなハッキングとかそういった情報漏えいについてきますので、この辺の対策がどうなのか。例えば文部省からメールが来た、直ちに開いてくださいみたいなことでぱっと開いてしまってとんでもないことになったみたいなケースがあるかもしれません。そういったことに関しての対応策をどう取られているのかもお聞かせください。

3点目には、昨日も議論がありました。昨日はICTで頭がよくなるかみたいな話ありましたが、やっぱりICTはあくまでも道具である、ツールであると。教育の目的は人格の形成だということで、やはり英語もいいのですけれども、やっぱり日本語、私個人的には国語とかもっと力を入れてほしいし、辞書を引いて何回も書くと字を覚えるとか、あるいは子どもと子ども、人と人との関わりで子どもが成長するということが大事かと思いますが、このICTを整備する上において教育委員会としてどのようにそれを一つのツールとして全体の成長を促していくのだという基本的な方針、スタンス、この辺についてどう考えているのかもお聞かせください。

以上、3点です。

○遠藤 満議長 中津川秀樹教育総務課長。

○中津川秀樹教育総務課長 ただいまの質問にお答えします。

まず、1点目の情報漏えい対策ということで、こちらは教育委員会もとより現場でも大変注視をしております。もちろん対応マニュアル、そういったものを策定してリスク管理を行っております。現段階情報漏えいしているということはございません。

また、2点目のヒューマンエラーの対策、こちらにつきましても、教員の研修等含めてそういったところには最も注視するようということで研修等をしているところでございます。

あと、3点目の道具である、ツールであるということで、ICTがあるということで、人格の形成が大事なのではないかということでございますが、現在昨日の答弁でも申し上げましたとおり、デジタルに併せてアナログ、読む、書く、議員のおっしゃられたとおりです。そういったことも大切と考えております、両方ともメリット、デメリットがあると思いますので、どちらが学力向上に有効的なのか、そういったところを研究しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 県一本でやっている調達した機器でありますし、今クラウドというのですか、そういったことでやっているから万全であろうというようなことなのだろうと思いますが、教育委員会でも専門知識を持つ職員がいるわけではありませんけれども、例えば子どもの情報については

この閉鎖空間の中でやるから絶対に漏れることはないとか、世の中に絶対というのはないということとは我々原発事故で学びましたけれども、やっぱりそこら辺のソフトとハードとありますけれども、ハード的にも万全の対策を、対策はやりながらもこれでいいのかということを常に日々検証しながらやっていかんとやっぱり大変なことになるのだろうと思います。今テレビでいろいろやっていますよね。この時代でも、あれだけ大きな企業でも漏れているということはなぜなのだと。今、巧妙なハッキンググループありますから、これがひとつ出て狙われると防ぎようがないみたいな話も聞き及んでいますから、その辺の問題をやっぱり専門家を交えながらやっていく、あるいは県、国、文部省に直接聞きながらやっていくとか、そういった取組がやっぱり先進的な市町村であるからこそ、その情報漏えい対策も先進的だというような取組にしてほしいと思いますが、その辺については再答弁をお願いします。

ヒューマンエラーの問題はいろいろやっていますということですが、これも繰り返し、繰り返しやるということと、こういうことがあればあれですよと、いろんなケース・バイ・ケースのことをシミュレーションしながらやっぱりやっていかんと、次々と新しいあれが来ますよね、今報道とか見えますと。そういったことを見ながら、本当にこの辺について最先端の取り組み方やってほしいなと思いますが、この辺も事務局としてしっかりしてほしいと思います。

それから、答弁の中でも、アナログでも大事にしていきますよということもありますけれども、両方大事にしながらやっぱり人と人との関わり合い、ぶつかり、先生と子ども、子ども対子ども、そういったことの関わり合いの中でやっぱり子どもの成長ってあるのだと思うのです。そういったことも踏まえて、やっぱりどうも I C T、I C Tばかりが独り歩きをして、新地町は何か何でも I C Tなのだみたいな思いがあるのだけれども、あくまでも子どもの成長が主体ですから、ここをやっぱりどうなのかということが大事だと思います。各学校現場でいろいろあるとは思いますが、教育委員会としてもこの辺についてしっかりやっぱり計画といいますか、対策を練って、今年度はこれをやる、来年度はこれやってつかんでいくのだというようなことも大事なかなと思いますが、この辺について、教育長、答弁をお願いします。

○遠藤 満議長 中津川秀樹教育総務課長。

○中津川秀樹教育総務課長 ただいまのご質問にお答えします。

まず、現在この情報漏えいの部分でクラウド上の云々ということでございますが、こちらの教員、あと教育委員会にも I C Tに詳しい者もおりますし、今回共同調達という契約の中で企業でもそういった部分のセッティングを含めて実施していただいておりますので、そういった点につきましては絶対ないとは言えませんが、ないように日々注意をしていきたいと考えております。

また、日々最先端、目まぐるしく、新しくそういったハッキンググループのところで最先端の取組をということでございますが、こちらにつきましても日々そういった情報につきましては注視をして、個人情報漏れないように対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 3点目のICTの利活用の今後とか、その根本的なところというお話だったと思いますけれども、何でもかんでもICTという話ありましたけれども、確かに我々新地町教育委員会では15年前に全国に先駆けてICT活用の教育を小中学校で取り入れようと始めました。経過については昨日の一般質問でもお話ししたとおりでありますけれども、今国が、文科省がICT機器を使って、積極的にもうそれを学習に取り入れましょうというのがGIGAスクール構想の1期、今もう第2期になりますけれども、そういう経過があります。その中で、我々15年間の様々な経験、知見、経験蓄積されたものがありますので、それをどういかにして活かしていくのか、学校教育、子どもたちの教育、学習にどうつなげていくのかということを日々検証しながら取り組んできているところでありまして、議員おっしゃるとおりあれば私どももさんざん、今までも再三申し上げてきましたけれども、ICTを使うことが目的ではなくて、ICTはあくまでもやっぱり道具、ツールであるということですので、先ほど課長からもお話ありましたけれども、全てICTで賄うとか、そういうことではないと。アナログ的なところ、例えば読む、書く、昨日は申し上げませんが、計算なんかも実際に書いてみるというのも非常に大切かと思っておりますので、それぞれのよさ、それでいかに最大の効果が上がるような使い方が、どういう形がいいのかというのを日々検証しながら、具体的には教育委員会とあとは学校、専門家の先生方にも入ってもらっていますけれども、ICT活用協議会というものを組織して、これはもう15年前から組織をして、今年度の計画とか、それらの課題とか、そういうところに基づいてそれを解決していきましょうというところで、学校現場から様々な意見も当然ありますし、あとは国、県からICT活用のまた考え方の更新とか、そういうこともありますので、そういうのを含めて計画性を持って取り組んでいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほかないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第27号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 財産の取得について（新地町立小学校学習者用端末購入契約）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 8 号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第 7、議案第28号 令和 8 年度新地町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第28号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和 8 年度新地町一般会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 9 号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第 8、議案第29号 令和 8 年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第29号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 令和 8 年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第 9、議案第 30 号 令和 8 年度新地町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第 30 号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号 令和 8 年度新地町下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

◎陳情審査委員長報告

○遠藤 満議長 日程第 10、陳情審査委員長報告を議題とします。

令和 8 年陳情第 4 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、審査結果の報告を求めます。

寺島浩文総務文教常任委員会委員長。

〔寺島浩文総務文教常任委員会委員長登壇〕

○寺島浩文総務文教常任委員会委員長

令和 8 年 6 月 9 日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺 島 浩 文

陳情審査報告書

本委員会は、令和 8 年 6 月 5 日付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条及び第 95 条の規定により報告します。

記

受理番号、令和 8 年陳情第 4 号。件名、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災

児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。審査結果は採択でございます。
意見として、意見書として関係機関に送付すべきである。

以上でございます。

○遠藤 満議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから令和8年陳情第4号についてを採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和8年陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第11、意見書（案）についてを議題とします。

意見書（案）第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、提出者に説明を求めます。

寺島浩文総務文教常任委員会委員長。

〔寺島浩文総務文教常任委員会委員長登壇〕

○寺島浩文総務文教常任委員会委員長

意見書（案）第2号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和8年6月9日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者	新地町議会議員	寺 島 浩 文
賛成者	新地町議会議員	大 内 広 行
〃	新地町議会議員	三 宅 信 幸
〃	新地町議会議員	八 巻 秀 行

” 新地町議会議員 村 上 勝 則

意見書（案）第 2 号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を
求める意見書（案）

東日本大震災から15年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。「被災児童生徒就学支援等事業」（東日本大震災）は、令和 8 年度から対象が福島県において被災した者だけが変更されましたが、3 億円が予算化されています。（前年度より 2 億円減）

この事業を通して、小中学校に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和 7 年 6 月 20 日、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更が閣議決定されました。その中で令和 8 年度からの 5 年間で新たな復興期間として「第 3 期復興・創生期間」と位置付け、令和 8 年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和 8 年 3 月 3 日時点で約 2 万 6 千人が県内外で避難生活を送っています（復興庁公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和 9 年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第 99 条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和 9 年度においても、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和 8 年 6 月 9 日。提出先、復興大臣、牧野京夫様、文部科学大臣、松本洋平様、総務大臣、林芳正様、財務大臣、片山さつき様。福島県相馬郡新地町議会議長、遠藤満でございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第 2 号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第 2 号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第 2 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○遠藤 満議長 日程第12、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務文教常任委員会委員長から、令和 7 年請願第 1 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願について及び産業厚生常任委員会委員長から、令和 7 年陳情第 1 号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情については、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和 7 年請願第 1 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願について及び令和 7 年陳情第 1 号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情は、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第13、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで、町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和8年第3回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとお忙しい中、本定例会にご出席いただき、誠にありがとうございました。慎重にご審議の上、上程いたしました9件全ての議案の御議決をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

さて、本年9月は私の任期の時期であります。周りの方で私の動向を大変心配されておられる方がおられます。また、5月24日の一部の新聞では、私の意思を確認しない中での記事には甚だ困惑をしております。新聞であってはならないことと感じております。これは、情報操作あるいは筆の暴力と思われても仕方のない内容であります。ぜひ中立性を担保したものとなってほしいと感じております。これらを受け、少し時間をいただいて発言させていただきたいと存じます。

この8年間、町民皆様のご支援、ご協力により、新地町を運営、そして経営する者として対応させていただきました。連続する災害、コロナ感染症が続く中での運営、経営で、自分の中で計画した各種事業は少し遅れ気味ではありますが、これまでの継続事業をはじめ、災害、コロナ対応等懸案事項はおおむね対応できたと考えております。そして、今次の対応として関係者の方々と相談した中では、三度この任を任せていただくべきとの発言をいただき、大変うれしく思っております。この思いを受け、熟慮に熟慮を重ねておりましたが、世の中の経営者の多くは若い世代になってきていると考えますし、私自身が考えている経営者像の年齢を超えることを考え、今期をもって町長の職を引く方向を考えておりますので、新たな経営者が選出されることを望んでおります。折しも今回は町の経営者を目指す方や私の動向を見て予定されている方もいるようですので、非常にうれしい限りであります。ぜひ新地町の経営者として充分にその力を発揮できる方が選出されますことを

ご期待しております。私自身も残された期間をしっかりと責任を持って経営者としての判断の中で各種事業推進に取り組んで、町のため、町民のためになるよう努力してまいりますので、改めて議員各位のご協力をお願いいたします。

さて、例年にない時期での暑さと低温を繰り返す状況ではありますが、今後暑さが厳しくなってくるものと思いますので、しっかりと暑さ対策をしながらご健康にご留意され、議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げ、本定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。6月5日から本日までの5日間にわたり、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

皆様には健康に充分留意され、ご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

以上で令和8年第3回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前10時36分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

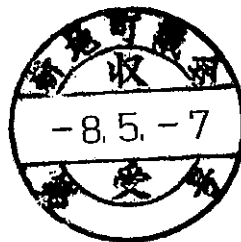
令和 8 年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 井 上 和 文

署 名 議 員 水 戸 洋 一

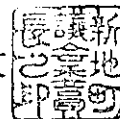
参 考 資 料



令和 8 年 5 月 7 日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺島 浩文



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

4 月 2 4 日 ○公共施設の維持・管理について

2 調査経過

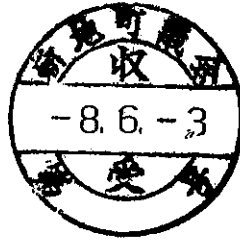
町長、副町長、総務課長、関係職員等の出席を求め、調査事項に関する現地確認及び説明を受け審査等を行った。

3 調査結果

新地町のインフラ資産を除いた公共施設の保有数は、278棟で、延床面積は約7.5万㎡となっている。国が示す公共施設の運用指針では、大規模な改修時期の目安が築30年、更新時期の目安が60年となっている。そういったことから、最初に更新時期が迫っているのが、築54年の愛宕町営住宅である。しかしまだ入居者もいることから、入居者に他の町営住宅等へ転居していただきたい旨を、理由をしっかりと説明し、合意の上で退去していただく必要がある。

大規模な改修が迫っている施設としては、勤労青少年ホーム及び新地・駒ヶ嶺の各保育所、新地・駒ヶ嶺の各小学校、小川定住促進住宅・町営住宅など複数ある。将来、更新時期が集中することのない様、計画的に改修を進められたい。また小川定住促進住宅・町営住宅については、老朽化状況や需要見込みなどを勘案し、継続、更新、そして廃止についても検討されたい。

その他の施設についても、将来の町づくりを見据え、地域特性、町民ニーズ、財政事情を勘案し、必要な公共サービスを確保しながら、施設の長寿命化や適切な更新を進め、規模と配置の適正化を図られたい。



令和8年6月3日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 寺 島 博 文



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

5月21日 ○農業振興について

2 調査経過

副町長、産業振興課長及び関係職員の出席を求め、現場視察後、各調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

3 調査結果

現地調査では、スマート農業、デジタル化、衛星システムなど最先端技術を駆使した農業経営を行っている（株）グラン・ファームを訪問し、農業の現状や取り組みについての説明等を受けた。

○水稻作付状況について

全体の作付面積は昨年度とほぼ同等である。主食用米の面積は、前年度比で約170％増加した。一方、飼料用米については約100％大きく減少した。これは米価格の上昇が背景にあると分析している。

農家規模については、5％以上の大規模農家が、令和3年度の474％から令和7年度には522％に増加。一方、5％未満の小規模農家は減少傾向である。農家数全体では令和3年度の233戸から令和7年度には171戸に減少しており、小規模農家が大規模農家に農地を委託する傾向が続いている。

○農家への補助事業実績について

鳥獣被害対策事業として電気柵補助が令和6年度の11件から令和7年度には1件に減少した。新規就農者育成総合対策事業では、経営開始資金対象者

が令和7年度1名おり、月額12万5千円（年間150万円）補助している。産地生産力強化・振興対策事業では、ネギ収穫機1台の購入に対し430万円の事業費で補助を実施している。

○新規就農者の認定状況について

これまで9名が認定新規就農者として認定され、現在は2名が認定新規就農者として活動している。

○遊休農地の現状について

令和7年度の遊休農地面積が約93万㎡で、前年度から若干減少した。この減少の背景として、農業委員会が7月から12月にかけて実施している農地パトロールにより、再生可能な農地と再生困難な農地を明確化したことによる。

遊休農地再生・利活用促進事業について、令和8年度から中山間地域のみが対象となる。しかし、国の新しい事業として「荒廃農地再生支援事業」が創設され、補助率2分の1、事業費200万円未満の事業に対して、補助が可能になった。

○調査意見

- ・物価高の影響で、農業資材価格が上がり、肥料や燃料費の高騰が農家経営に多大な影響が出ている。また、中東情勢の影響もあり、今後も更なる値上げも予想されるので、農業支援策として、町独自の補助について、前向きな検討をされたい。
- ・新規就農者への支援について、露地栽培をメインとして継続し、法人化や事業拡大への支援。また、県外からの移住就農者への支援事業も含め、更なる新規就農者増に向けた取り組みをされたい。
- ・農地利用最適化について、農地以外の用途に転用された部分を農振農用地から除外する作業を早急に進め、農振農用地の見直しをされたい。
- ・農業従事者の年齢構成や実態について、農林業センサスや統計調査などを活用し、把握されたい。



令和 8 年 5 月 2 7 日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺 島 浩 文



令和 8 年度総務文教常任委員会行政視察研修について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和 8 年度 総務文教常任委員会行政視察研修報告書

1 研修日程 令和 8 年 5 月 1 9 日（火）～ 2 1 日（木）

2 視察地及び研修内容

- (1) 京都府綴喜郡宇治田原町
ふるさと納税の取組みについて
- (2) 滋賀県蒲生郡竜王町
公共交通（チョイソコりゅうおう）について
- (3) 滋賀県高島市
廃校活用（キノコ栽培）について

3 行政視察研修参加者 5 名（議員 4 名、随員職員 1 名）

総務文教常任委員会	委員長	寺島	浩文
	副委員長	大内	広行
	委員	村上	勝則
	委員	遠藤	満
随員 税 務 課	課 長	八巻	仁志

1. 京都府綴喜郡宇治田原町

(1) 町の概要について

宇治田原町は、京都府の東南部に位置し、人口 8, 5 2 4 人（令和 8 年 3 月 3 1 日現在）の町である。北西部の大峰山（506.4 ㍎）を中心とする山地と、南端の鷲峰山（681.2 ㍎）など山地が大部分を占める。総面積は 5 8. 1 6 ㍔であるが、平地部は河川沿いで面積は広くない。「日本緑茶発祥の地」としてブランド戦略と、新名神高速道路 IC 設置を見据えた産業団地開発が進行中。

(2) ふるさと納税の取組みについて

① ふるさと納税額拡大の経過

海もない、牧場もない宇治田原町だが、「あれもこれもない」から「ここにしかない」の視点でメイドイン宇治田原のモノを掘り起こし、魅力の見える化・発信している。令和元年に町の活力向上のためのシティープロモーションやシビックプライド（地域に対する愛着・誇り）醸成を推進するため、プロジェクト企画が始動した。この企画から返礼品数増、新たな子育て支援型ふるさと納税により寄付額が徐々に増加し、令和6年には、ふるさと納税額が26,635万円を記録した。

② 未来挑戦隊チャレンジャーとは

令和元年から始動した「未来挑戦隊チャレンジャー」は、子供たちの育成への活用し子供たちのシビックプライド醸成を図ることを目的としている。本活動はストーリー性のある事業展開により、成果の見える化により納税者がお金の使い道・成果が見えるようになっており、リピーター増加につなげている。本取組みが評価され、第1回ふるさと納税未来創造 AWARD の子ども・学び推進賞を受賞した。

(3) 研修所見

新地町では、議会からの働きかけも踏まえて、町内企業の製品活用やECサイト・中間事業者を増やし、ふるさと納税額の増加につなげている。しかし、昨今の制度の厳格化等により今後の先行きは不透明であると感じる。宇治田原町の取組みは、返礼品以外の地域活性化への寄与を目的としたシステムで、今後全国でも広がる可能性がある。新地町でもふるさと納税制度の新たな取り組みとして取入れ、ストーリー性のある「コト」の掘り出しにつなげるべきである。

2. 滋賀県蒲生郡竜王町

(1) 町の概要について

竜王町は、滋賀県東南部に位置し、新地町とは防災協定を締結し、互いに交流のある町である。人口は11,006人（令和8年4月1日現在）で、周辺の山々は龍神が祀られていたことから「竜王山」と呼ばれ、町名の由来となっている。面積は44.55km²で新地町と同程度である。町内には、ダイハツ工業をはじめとする製造業の拠点と、三井アウトレットモール竜王の巨大商業施設を有し、財政の安定化と観光誘客に成功している。昼間帯の人口は統計人口の1.5倍程度である。

(2) 公共交通チョイソコりゅうおうについて

① 導入の背景

竜王町は、滋賀県内で唯一鉄道の駅がなく、主な公共交通は路線バスで、町内を移動するうえでは便利とは言えず、日々生活に根付いた町内を便利に移動できる新しい移動手段の確保が求められていた。町では、まちの中心核を整備するとともに各地域の活性化を図るため、竜王町コンパクトシティー化構想を策定し、その実現の一步として「交通」のネットワーク整備を形にした「チョイソコりゅうおう」(予約制乗合ワゴン)の運行をスタートさせた。

② 運用状況

令和2年度から実証運行を開始し、当初の利用者年代は70歳以上が8割、1便当たりの乗車数は1.5人程度、本格導入を開始した平成4年度以降は、低年齢層の利用拡大策等を進めた結果、20代以下の利用者が約4割と拡大した。1便当たりの乗車数は1.6人程度とデマンド利用のため乗車数は伸びないが、一日あたりの利用者数は13人/日程度から約20人/日と徐々に拡大している。

(3) 研修所見

新地町では、令和6年度より路線循環型コミュニティバスの「しんちゃんバス」が運用されているが、利用者数の低迷が続いている。全国を見ても路線循環型は利用客が少ないとの評価もある。顧客ニーズを考えれば、デマンド型(予約制)且つ町内全域をカバーするコミュニティバスが全国でも導入が進んでいることから、新地町でも町民の全世代に適用可能な「チョイソコ」の予約制乗合バスの導入について検討すべきと考える。

3. 滋賀県高島市

(1) 町の概要について

高島市は、平成の大合併により、マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町の5町1村合併して誕生した滋賀県内最大面積を誇る市である。日本海に近いため、冬季の寒さ厳しく積雪が多い地域、秋季には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がある地域。

琵琶湖を活かした水産業、メタセコイヤ並木や白髪神社を中心とした観光、移住定住にも力を入れている。

(2) 高島市立小中学校再編と廃校活用

高島市の学校再編は、平成24年度から開始され、当初に市教委より「統廃合を視野に検討」を提起、該当区長等の意見を踏まえ「学校規模最適化（学校再編）基本方針」が策定された。その後、今津西小学校の閉校後「今津西小学校跡地利用検討委員会」を設置、調査検討の結果「シイタケ等の栽培施設としての利活用を希望」と提言書がまとめられた。高島市では、委員会の提言書に則り対応し現在に至っている。

なお、シイタケ等の栽培を行っている会社は他地区でも実績があり、滋賀県内での事業を検討していたとのこと。

(3) 研修所見

高島市では、合併後の早い段階から市の人口動向を踏まえ、公立学校の再編を検討していた。そのため地域の声を聴く段階から「統廃合」の方向性を示し、地域住民の意見を十分に反映する期間を設けていた。また、廃校利用については、今回はキノコ生産事業を中心としたが、ほか3校が「移住・定住創出事業」「教育施設（通信制高校）」「青少年育成」の用途に使われ、市の支出なく運営されいるとのこと。新地町でも加速する少子化を踏まえて、早期に対策を検討していく必要があると考える。

以 上

意見書（案）第２号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和８年６月９日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 新地町議会議員 寺 島 浩 文

賛成者 新地町議会議員 大 内 広 行

〃 新地町議会議員 三 宅 信 幸

〃 新地町議会議員 八 巻 秀 行

〃 新地町議会議員 村 上 勝 則

意見書（案）第2号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

東日本大震災から15年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。「被災児童生徒就学支援等事業」（東日本大震災）は、令和8年度から対象が福島県において被災した者だけが変更されましたが、3億円が予算化されています。（前年度より2億円減）

この事業を通して、小中学校に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和7年6月20日、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更が閣議決定されました。その中で令和8年度からの5年間で新たな復興期間として「第3期復興・創生期間」と位置付け、令和8年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和8年3月3日時点で約2万6千人が県内外で避難生活を送っています（復興庁公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和9年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和9年度においても、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和8年6月9日

《提出先》

復興大臣	牧野	京夫	様
文部科学大臣	松本	洋平	様
総務大臣	林	芳正	様
財務大臣	片山	さつき	様

福島県相馬郡新地町議会議長 遠 藤 満